

## 第3章

# 都市づくりの基本方針

1. 都市づくりの基本方針の体系
2. 土地利用の方針
3. 交通体系の方針
4. 都市環境形成の方針

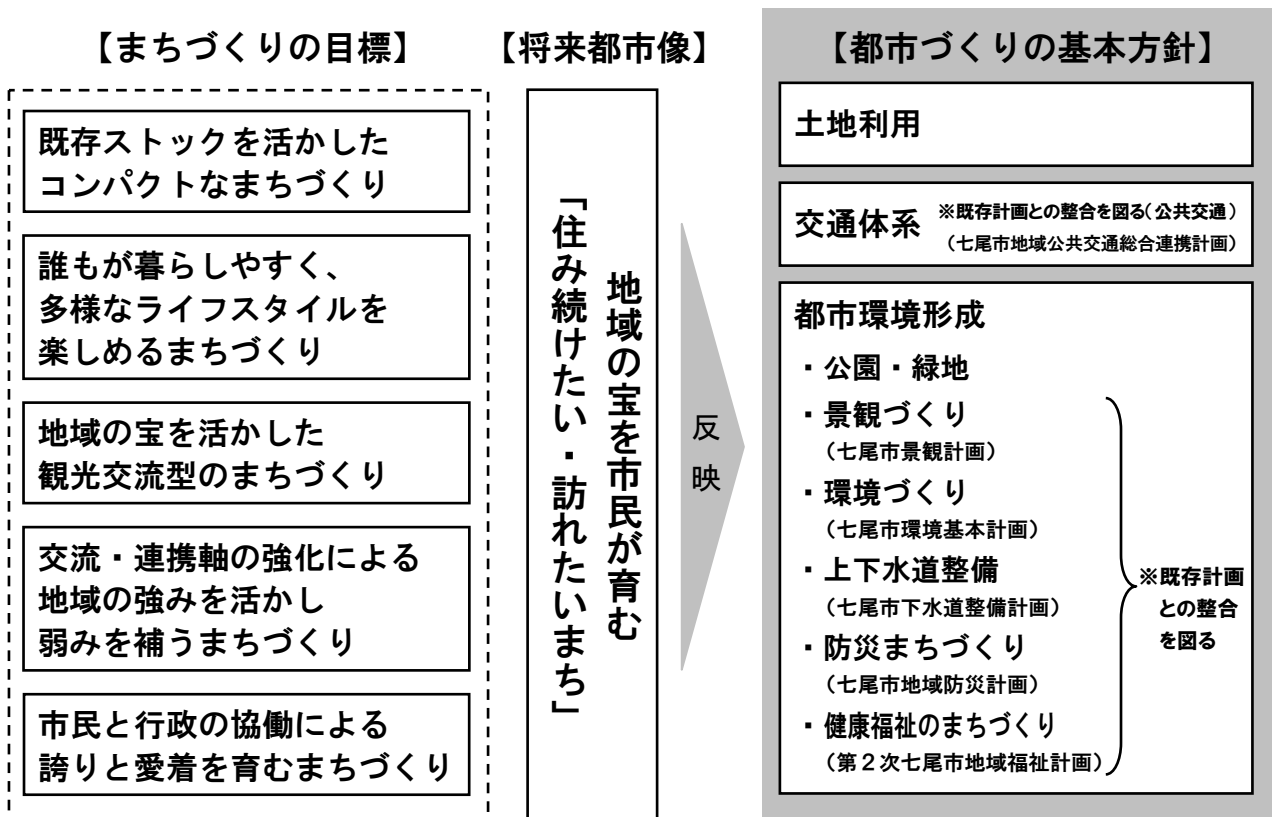
# 1. 都市づくりの基本方針の体系

七尾市の現況と課題を踏まえて設定した、まちづくりの目標、目指すべき将来都市像を受けて、“地域の宝を市民が育む「住み続けたい・訪れたいまち」”の実現に向けて総合的かつ計画的に都市づくりを進めていくため、土地利用、交通体系、都市環境形成について、それぞれ分野別の方針を定めます。

都市づくりの基本方針は、都市を構成する土地利用や交通体系などの分野ごとに都市づくりの基本的な考え方や整備方針などを明らかにすることにより、将来目標の設定で掲げた将来都市像の実現に向けた具体的な取り組みを共有することを目的としています。

具体的には、基本的な考え方や整備方針などを設定した上で、整備方針などに基づく具体的な取り組みの内容を政策展開方針としてとりまとめます。

尚、既に分野別の計画が策定されている場合には、既存計画との整合を図るものとします。



■ 都市づくりの基本方針とまちづくりの目標、将来都市像との関連性 ■

■都市づくりの基本方針の体系



## 2. 土地利用の方針

### (1) 土地利用の基本的な考え方

#### ① 都市活力の拡散を防ぎ、市街地を最大限に活かす土地利用

今後の人口減少社会においては、既存ストックを有効に活用したコンパクトで持続可能なまちづくりにより、都市活力を維持していくことが必要です。

人や物の移動がコンパクトに完結するように、都市的土地利用を促進すべき地域と田園・森林などの環境を基本とする地域を明確にし、メリハリのある土地利用により、都市活力の拡散を防ぐとともに、市街地内での低未利用地の利活用や都市機能の更新を図り、既存の市街地を最大限に活かす土地利用を推進します。

田園・森林などの環境を基本とする地域については、後追いつ的な公共投資を避け、生活環境と営農環境の調和のとれた土地利用を実現するため、今後の開発地を可能な限り公共交通の利便性の高い鉄道駅や既存の集落・開発地の周辺に集約します。

#### ② 能登の中核都市機能の増進を図る土地利用

少子高齢社会の進展や市民ニーズの多様化、都市運営コストの増大、都市間競争の激化が予想される中で、七尾市が将来にわたり能登地域の中核都市として繁栄することが必要です。

七尾駅を中心とする七尾市街地や和倉温泉を中心とする和倉市街地については、商業・業務サービスや教育、文化、医療などの都市機能の集積を活かして、中能登地域の中核都市としての各機能の増進、更新に寄与する土地利用を推進します。

#### ③ 暮らしやすさを実現する生活目線の土地利用

誰もが住みなれた地域で安全に安心して住み続けることのできる利便性の高い生活環境を実現するため、生活者の目線に立った土地利用のあり方を検討することが必要です。

市街地では、それぞれの地域の特性を活かしたきめ細やかな規制・誘導により、都市的土地利用を促進するとともに、地域の実情に応じて生活環境を守っていくための土地利用の適正化を図ります。

田鶴浜、中島、能登島の各市民センター周辺では、生活サービス機能の集約化と居住機能の配置により、効率的で質の高い集落環境の構築を図ります。

#### ④ 地域の個性を際立たせる繊細な土地利用

七尾市には、地域の個性を形成する美しい自然や歴史・芸術・文化などに関する地域の宝が数多く存在しているため、これらを活かした多様な住まい方を提供することが必要です。

それぞれの地域が持つ土地利用の課題に対して、地域特性やこれまでのまちづくりの経緯、市民の意向などを踏まえつつ、各種都市計画制度を活用した取り組みを積極的に進め、地域の個性を際立たせる繊細な土地利用を推進します。

土地利用に関する市民の意識を高めるとともに、地域での自らの暮らしやすさを高めようとする前向きな取り組みを育み、地域にふさわしい土地利用を検討・実践していきます。

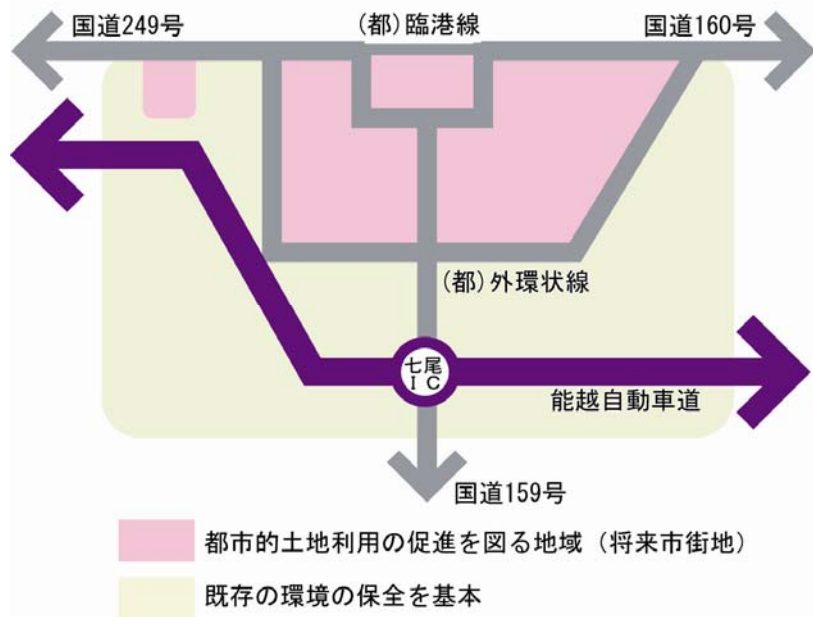


## (2)土地利用の配置の方針

土地利用の基本方針を実現していくため、都市的土地利用の促進を図る市街地ゾーンと、田園、森林、海岸などの既存の環境の保全を図る地域に区分し、市街地ゾーンでは、市民生活や多様な都市活動の関係などを踏まえて細かく区分し、各ゾーンの特性を活かしながら、きめ細やかな土地利用の規制・誘導を図ります。

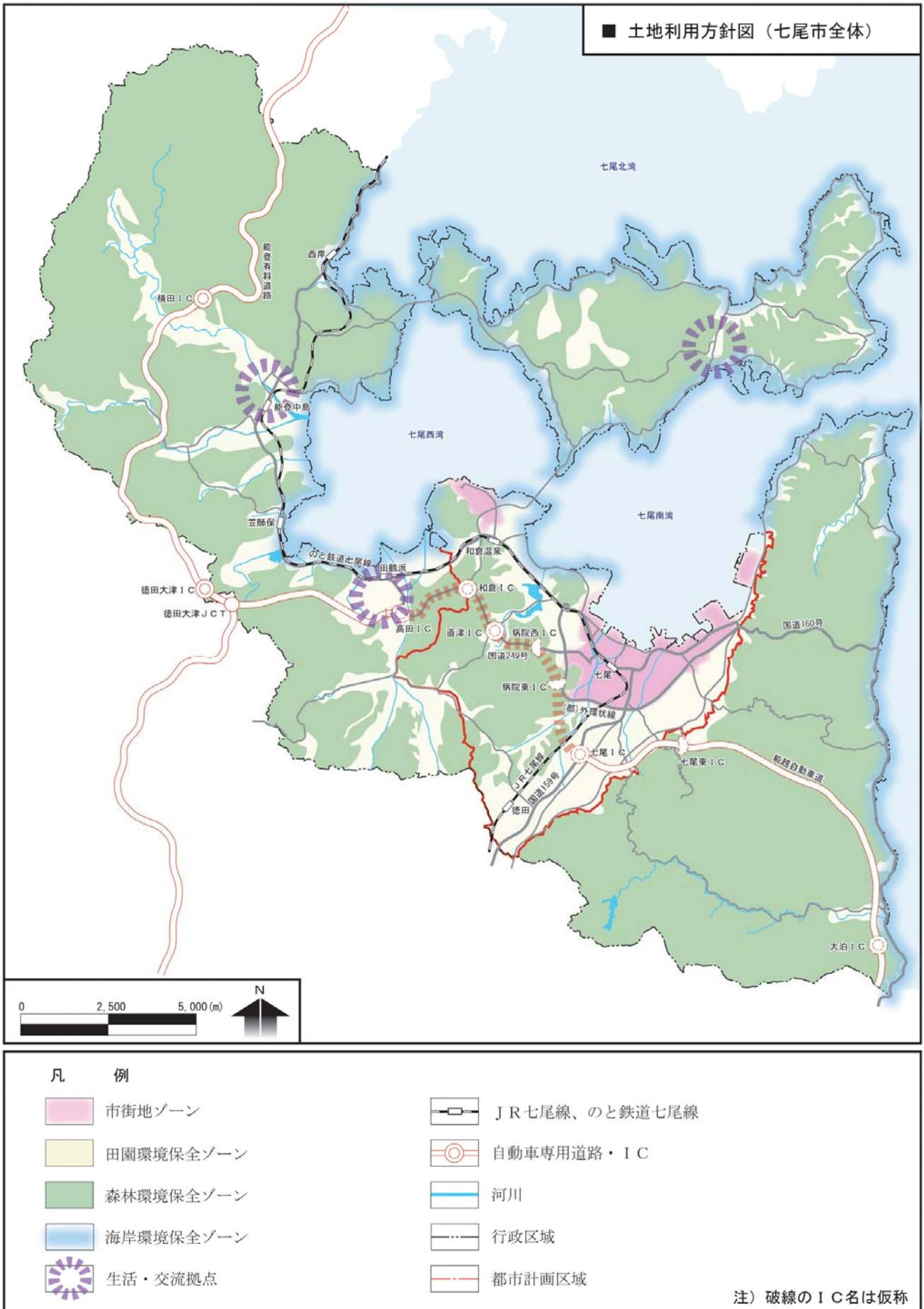
七尾市は、非線引き都市であるため将来市街地の範囲に関して厳格な規制・誘導を行うわけではないものの、市街地の無秩序な拡散を抑制したコンパクトな市街地を形成する観点から、(都)外環状線の内側、及び和倉市街地を概ねの範囲として位置づけます。

市街地ゾーンについては、本来求められていた機能の衰退などにより、今後他の用途への土地利用転換が見込まれる地区があります。これらの地区では、望ましい土地利用のあり方についての検討を行い、必要に応じて用途地域の見直しを進めます。



### ■保全系ゾーンの土地利用方針、配置方針

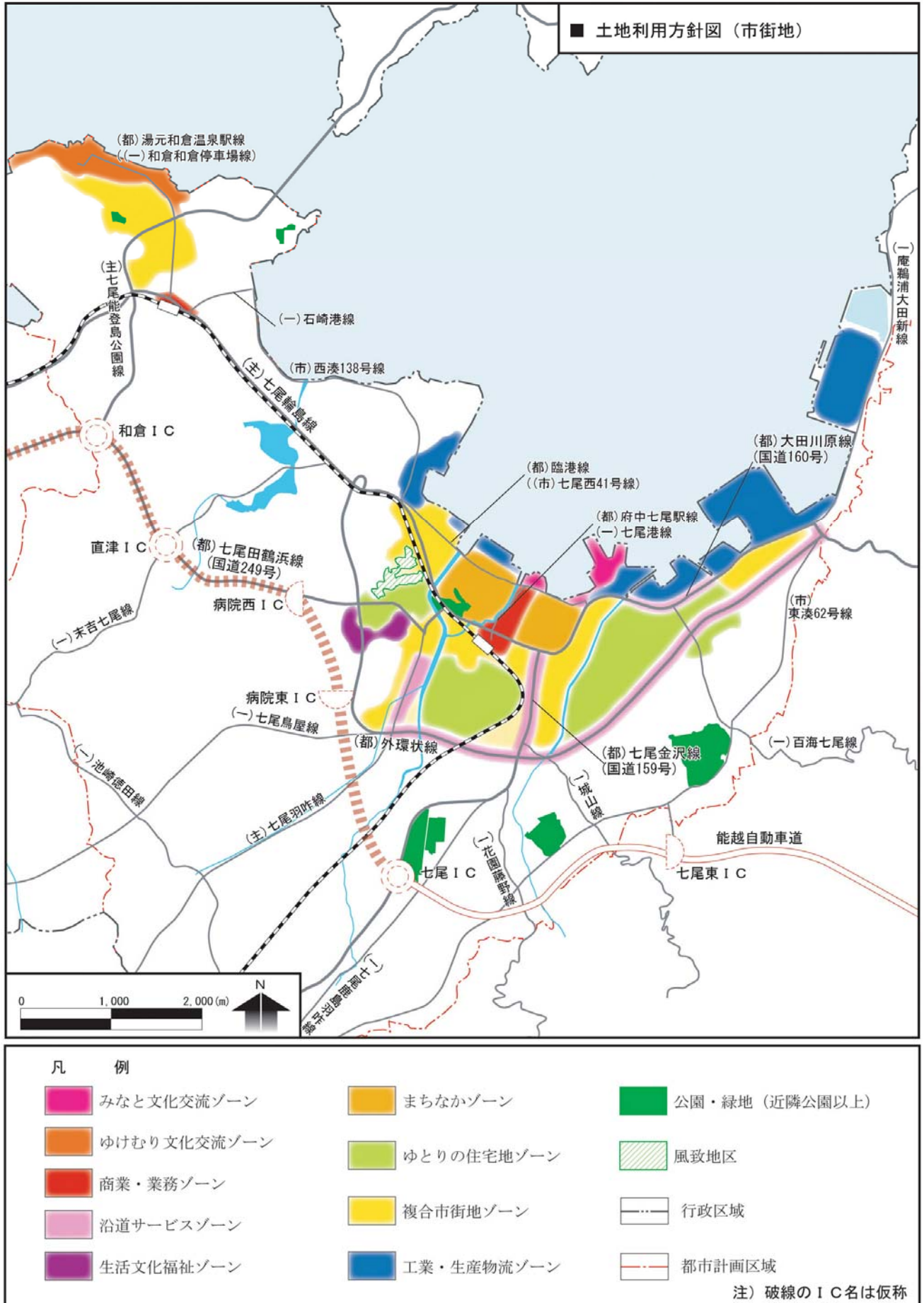
ゾーン名称	土地利用の方針、配置の方針
田園環境 保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>平野部を中心に広がる農地は、集落や里山と一体となって良好な田園環境を形成しているため、今後とも、適切な土地利用の誘導による保全を基本とします。</li> <li>市街地ゾーンの近郊や七尾 I C (仮称) 周辺など、今後、開発が想定される場所については、先導的かつ計画的に土地利用の規制・誘導を図り、スプロール的な開発による優良農地の喪失、都市運営の非効率化を抑制します。</li> <li>田鶴浜、中島、能登島の各市民センターの周辺は、既存の生活関連施設、都市機能の集積を活かした生活・交通・交流の拠点として必要なサービス機能の集約化、強化を図ります。</li> <li>地域の生活の場である、既存の集落や開発行為などにより整備された住宅地は、周辺の良い田園環境に配慮しつつ、今後とも地域の歴史性、文化性を活かした、快適でゆとりある居住環境の保全を図ります。</li> </ul>
森林環境 保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>市域を取り囲む山地・丘陵地は、水源涵養や自然環境の保全、市街地からの景観要素など、森林の持つ多面的な機能を保全し、豊かな歴史・自然環境資源として、まちづくりへの活用を図ります。</li> </ul>
海岸環境 保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>能登半島国定公園にも指定されている海岸線は、自然の生態系を育む貴重な財産として自然環境を保全するとともに、市民や観光客を対象とした海洋性の観光・レクリエーション地としての活用を図ります。</li> </ul>



■市街地ゾーンの土地利用方針、配置方針

ゾーン名称		土地利用の方針、配置の方針
市街地ゾーン	みなと文化交流ゾーン	・能登食祭市場や七尾マリパークの周辺は、市民や観光客のふれあい、広域的な交流の拠点として、みなと文化の感じられる賑わいのある魅力的な空間の形成を図ります。
	ゆけむり文化交流ゾーン	・和倉温泉地区は、情緒ある温泉街の形成に向けて、観光の振興、温泉街の賑わいの再生を図ります。 ・回遊路や散策路の整備、空き店舗の活用などにより、歩いて楽しめる魅力的な温泉街としてのイメージアップを図ります。
	商業・業務ゾーン	・「みなと」と「えき」を結ぶシンボル軸となる御祓川大通りを中心とする七尾駅周辺から七尾港周辺にかけては、七尾市民及び中能登地域の住民を対象とした広域的な商業・業務地、みなと文化交流ゾーンと一体となったまちなか観光地の形成を図ります。
	沿道サービスゾーン	・国道 159 号、160 号、(都)外環状線及び主要地方道七尾羽咋線の沿道は、沿道サービス施設 <sup>※</sup> や中小規模の店舗・事業所など、幹線道路としての交通利便性を活かした施設の立地を誘導するとともに、それらの施設と戸建て住宅や共同住宅が調和した市街地の形成、及び良好な沿道景観の形成を図ります。
	生活文化福祉ゾーン	・能登総合病院周辺の公共施設が集積している地区は、既存の集積を活かして、医療、教育、文化などの市民の日常生活へのサービス機能の充実を図ります。
	まちなかゾーン	・国道 160 号、249 号により囲まれる市役所周辺の地区は、既存の戸建て住宅に加えて、共同住宅、歴史・文化を感じられる商店街や事業所が共存した土地利用を図ります。 ・地区内の空き家や空き地の有効活用などにより市街地の再構築を進め、若者のUターン・Iターン・Jターン希望者などに対する各種支援の充実、身近な買物機能の確保などにより、まちなか居住の推進を図ります。 ・既存の商店街や、文化財にも登録されている歴史的建造物などの歴史的なまちなみの保全を図ります。
	ゆとりの住宅地ゾーン	・現在は農地も多く残存している市街地の縁辺部の住宅地は、戸建て住宅を中心として、緑が豊かでゆとりある住宅地の形成を図ります。 ・土地区画整理事業などにより計画的に整備された地区を中心に、七尾市内での世帯分離による住宅地や、周辺都市からの転入者のための住宅地として、民間活力も活用しながら計画的な宅地供給を図ります。
	複合市街地ゾーン	・概ねまちなかゾーンを取り囲む市街地は、戸建て住宅や共同住宅を中心に、日常的な暮らしを支える中小規模の店舗や事業所などが調和した良好な居住環境の維持・整備を図ります。 ・和倉地区の旧市街地の住宅地は、温泉街と一体となった安全・快適に住み続けられる住宅地として居住環境の改善を図ります。 ・住宅と工業が混在している地区においては、操業環境の維持に配慮しながら、居住環境の維持・改善を図ります。また、地域の実情に応じて、工場の移転誘導などにより、土地利用の純化を促進します。
	工業・生産物流ゾーン	・臨港地区に指定されている七尾湾に面する地区は、周辺環境への影響を最小限に抑制しつつ、生産物流関連、エネルギー関連など、それぞれの有する機能の維持・増進を図り、七尾市の活力を支える工業・生産物流ゾーンとして育成します。

※沿道サービス施設：幹線道路沿道に立地する、主に自動車利用に対するサービスを提供する施設（スーパーマーケットなどの商業施設、自動車販売店など）



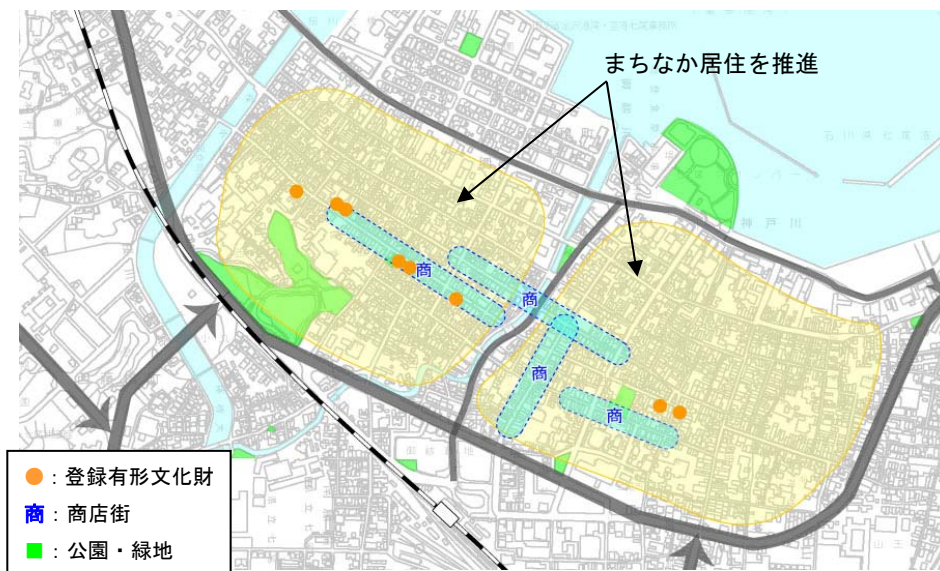


(3)土地利用の政策展開方針

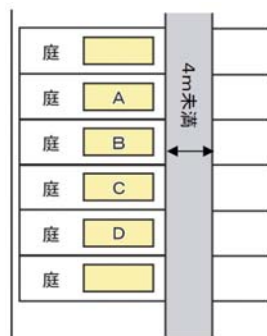
①市街地ゾーンにおける土地利用の政策展開方針

1) 密集市街地の居住環境の改善、歴史・文化を活かしたまちなか居住の推進

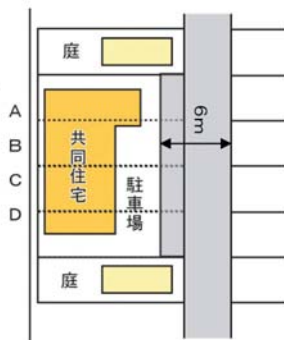
- ・中心市街地における共同住宅の建設や戸建て住宅の建て替えを推進すると同時に、狭あい道路の整備を順次行っていくことで、密集市街地の居住環境の改善を図ります。取り組みにあたっては、景観政策などとも連動しながら、「みなとまち」としての風格を醸成する土地利用を推進します。
- ・また、Uターン・Iターン・Jターンなどの当該地区への転入希望者に対する各種支援の充実、身近な買い物機能の確保などにより、歴史・文化を活かしたまちなか居住を推進します。



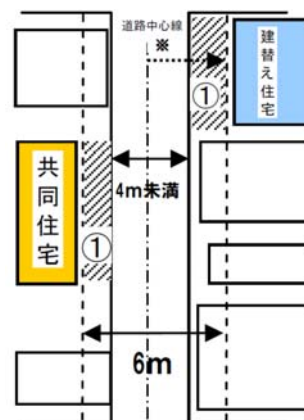
■ まちなか居住を促進する範囲 ■



共同での建て替えに併せて、道路の部分的な拡幅整備、駐車場の確保などを行う



■ 共同での建て替えによる居住環境の改善のイメージ ■

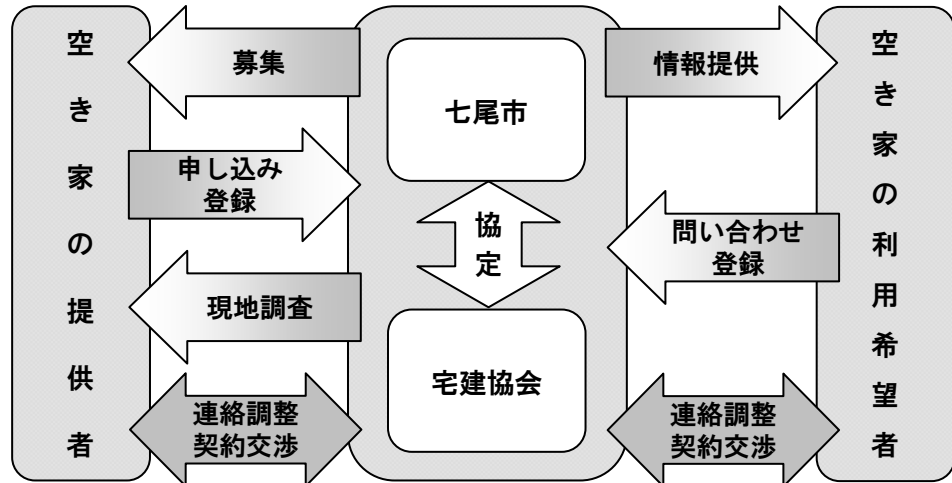


建て替え時にセットバックすることにより、①の部分的な拡幅整備を行う

■ 狭あい道路の解消のイメージ ■

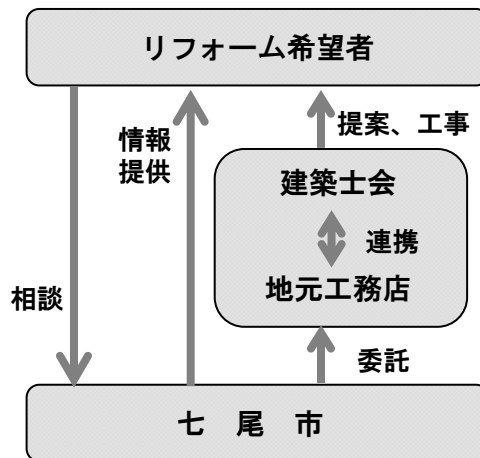
2) 空き家の有効活用

- ・市街地における空き家の増加は、歴史的なまちなみの喪失やまちなかの空洞化に繋がることが懸念されるため、第2章でまちづくりの目標として掲げている「既存ストックを活かしたコンパクトなまち」を実現するためにも、空き家の有効活用を図ります。
- ・空き家バンク制度の導入、空き家のリフォームによる利活用の推進などの具体的な施策については、地元の意向の把握に努めるとともに、宅建協会や建築士会などの関連団体と連携を図りながら、段階的に取り組みを進めます。



■ 空き家バンクのイメージ ■

- ・空き家のリフォームについては、外観を改善させるだけでなく、用途や機能の変更による居住環境の改善、住宅としての価値の向上を図ります。また、一般の住宅としての再利用だけでなく、商業施設としての利用も含めた有効活用を図ります。



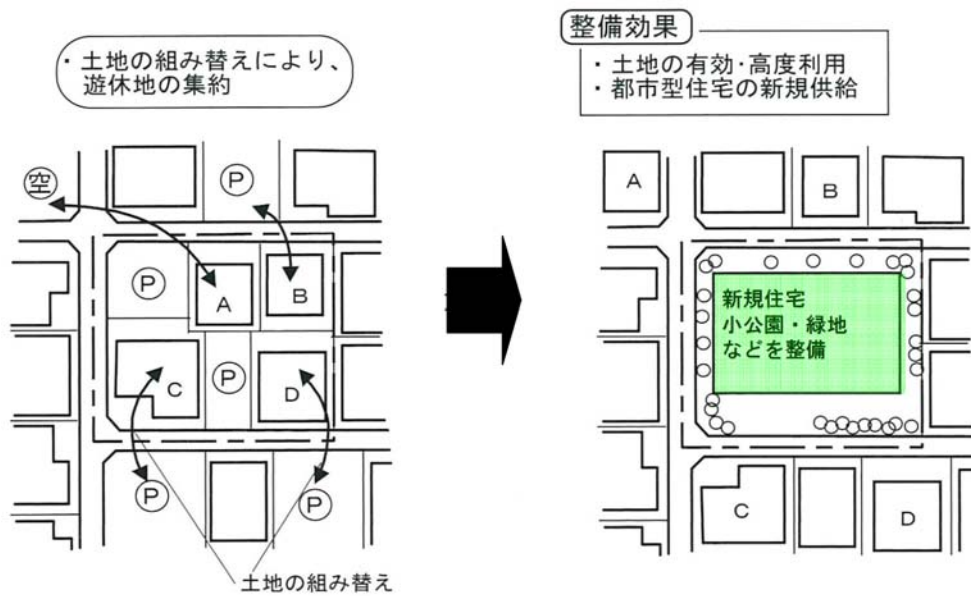
■ 空き家のリフォームの取り組み推進イメージ ■

3) 土地区画整理事業施行地区での計画的な市街化の誘導

- ・和倉・石崎地区、西部第二地区などの土地区画整理事業による基盤整備が行われた地区では、計画的な宅地化を促進するとともに、今後とも地区計画や建築協定、緑化協定などの指定や継続に努め、より一層魅力ある良好な住宅地へと誘導していきます。
- ・土地区画整理事業を施行中の万行地区については、国道160号の沿道に位置する恵まれた立地条件を活かした職住近接型の環境良好な住宅地としての整備を促進します。既に地区計画が指定されている夢見通り地区では、今後とも継続に努めます。

4) 低未利用地の活用① (密集市街地)

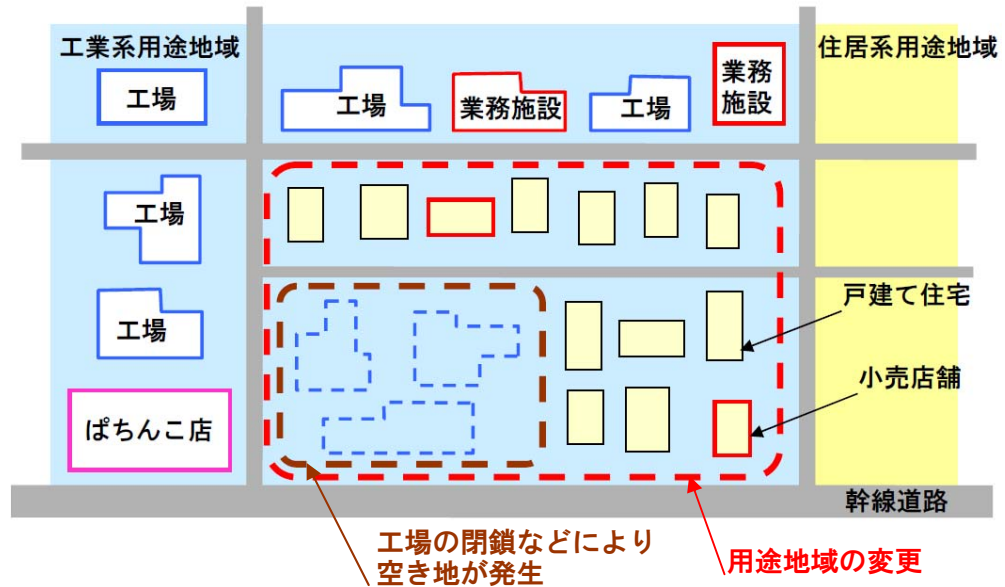
- ・密集市街地などにおいて、空き家や空き地が増加している地区では、身近な居住環境を改善し、まちなか居住を推進していくため、土地や建物の所有者の理解と協力のもとに、未利用地や駐車場の移転・集約化や土地の組み替え・整序などにより、遊休地の集約化、有効活用を図ります。



■ 建築物の配置の誘導による遊休地の有効利用のイメージ ■

5) 低未利用地の活用② (用途地域の変更)

- ・土地利用転換の必要性が高まっている地域などを対象として、周辺の土地利用状況との調整を踏まえて用途地域の見直しを行い、低未利用地の活用を図ります。

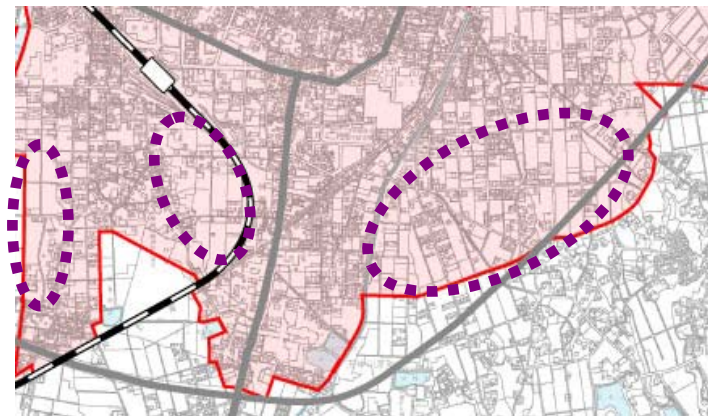


■ 用途地域見直しのイメージ ■

6) 低未利用地の活用③ (用途地域内農地)

- ・世帯分離による宅地需要や中山間地などに点在する限界集落などからの移転先として、用途地域内での農地の活用を図ります。

- ・用途地域内での住宅の建設に対する各種支援策の充実などにより、民間による宅地開発の適地としての基盤整備を促進し、用途地域内に開発を誘導します。



■ 用途地域内の基盤未整備地区 ■

7) 土地利用の混在地域への対応

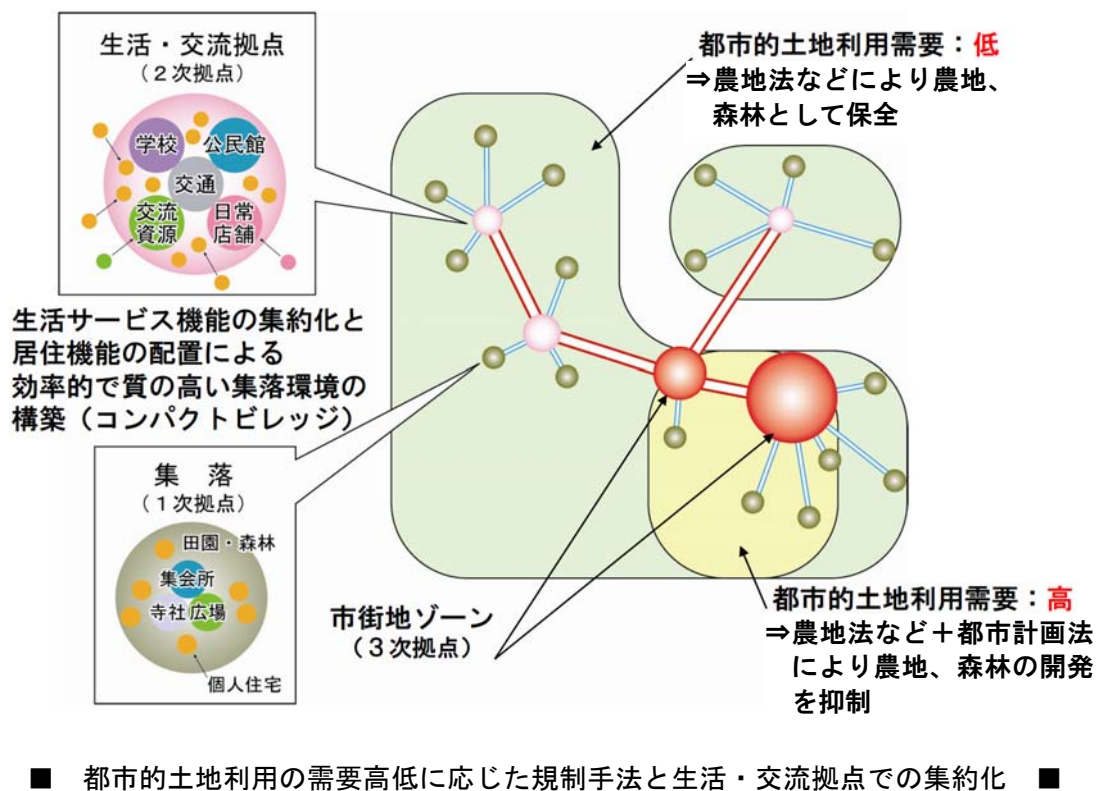
- ・市街地における住宅、商業、工業などの土地利用の混在は、それぞれが住みにくい、あるいは使いにくい環境を生み出す要因となるため、用途が混在しやすい準工業地域と住居系の用途地域が混在している地区では、適切な用途地域への見直しを図ります。見直しにあたっては、地区計画とセットで行うなど、それぞれの地域の実情に応じたきめ細やかな取り組みを進めます。



## ②市街地ゾーン以外の地域における土地利用の政策展開方針

### 1) 都市的土地利用の需要高低に応じた規制手法導入と集約点の設定

- ・都市的土地利用の需要が低いまたは見込まれない地域については、農地法などにより農地、森林として保全することを基本とし、都市的土地利用の需要が高いまたは見込まれる地域についても、農地法などと都市計画法による規制・誘導を組み合わせることにより、農地、森林の開発を抑制することを基本とします。
- ・田鶴浜、中島、能登島の各市民センターの周辺は、それぞれの地域を代表する地域特性、交流資源と市民の日常生活に必要な生活サービス機能が集積する空間として、それぞれの機能の集約化により、効率的で質の高い集落環境の構築を図ります。



### 2) 都市計画区域、県知事指定区域※の適正化による土地利用の適正な規制・誘導

- ・都市計画区域は、一体的に整備・開発及び保全する必要がある区域について定めるものであり、今後も現在の区域を基本として、広域調整や能越自動車道のIC周辺の動向を踏まえ、必要に応じて適正化を図ります。
- ・一方、田鶴浜地域、中島地域では、都市計画区域外での建築物の安全性や居住環境の向上を目的として、市民センター周辺に県知事指定区域が指定されています。中島地域では、別途、建築物の制限に関する条例において、建ぺい率・容積率、接道義務が定められています。
- ・田鶴浜地域、中島地域ともに、地域住民の意向も踏まえながら、適正な建築活動の規制・誘導方策について検討を行います。

※県知事指定区域：都道府県知事が、都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域であり、指定区域内では建築確認が必要となります

## 3) 白地地域の土地利用誘導

- ・都市計画区域内で用途地域が指定されていない白地地域については、それぞれの地域特性に応じて、特定用途制限地域の指定などにより、居住環境を損なう施設等の立地を規制するとともに、都市活力の拡散を抑制します。
- ・特に、都市的開発圧力の高い幹線道路の沿道や市街地ゾーンとの隣接部などについては、地元の意向を踏まえながら、地区計画などの活用も含めて、周辺環境と調和した適正な土地利用の実現に向けた方策を検討します。

## 【特定用途制限地域による具体的な規制内容（例）】

- ・店舗等の床面積が3,000㎡を越える店舗・事務所等  
(第一種住居地域と同等)
- ・危険性や環境を悪化させる恐れのある工場
- ・自動車修理工場 など

## ③市民が主役となる土地利用の政策展開方針

## 1) 市民が主役となった身近な生活環境の保全・改善に向けた取り組み

- ・市民の暮らしやすさを一層高めていくため、市民の身近な生活環境に対する主体的な意識や行動を育むとともに、都市計画提案制度<sup>※</sup>や地区計画の申し出制度<sup>※</sup>など、市民の取り組みを支える都市計画制度の活用促進に努めます。
- ・市民や地域の主体的な取り組みを基本としつつ、企業、まちづくり団体、行政など多様な主体が連携・協力し合いながら、生活環境の保全・改善を実践します。

※都市計画提案制度 : 地域住民が主体となったまちづくりに関する取り組みを都市計画行政に反映するため、土地所有者、まちづくりNPO法人などが一定の要件を満たした場合に、都市計画の決定や変更の提案をすることができる制度

※地区計画の申し出制度 : 道路、公園、広場などの配置や建築物等の用途、高さ、容積率等を定めた地区計画について、地域住民、利害関係人が地区計画に関する都市計画の決定、変更、地区計画の案となるべき事項を申し出ることができる制度

### 3. 交通体系の方針

#### (1)交通体系の基本的な考え方

##### ① 地域間交流、広域交流を支えるネットワークの充実

各地域における市民の日常生活の場であり、地域特性を活かす交流の場でもある生活・交流拠点をはじめとする、それぞれの地域の宝のネットワーク化により、交流・連携型のまちづくりを進める必要があります。

生活・交流拠点や市街地ゾーン、物流や人的交流の拠点となる七尾港などが相互に連携し、広域的な交流を促進する都市全体の幹線道路ネットワークを確立するとともに、それぞれの道路が有する機能・役割を踏まえて、計画的な整備を推進します。特に、能越自動車道は、七尾市の交通条件を高めるだけでなく、物流や観光客の増加などの広域交流の拡大に大きく寄与するため、整備の促進を積極的に働きかけていきます。

##### ② 既存のネットワーク及び道路空間の有効活用

地域の実情に応じて効率的で効果的な道路づくりを進めるため、既存のストックを活かしながら、それぞれの地域が抱える交通課題の解消に取り組む必要があります。

市街地の補助幹線道路等については、既存の道路を活用することを基本とし、長期未着手都市計画道路の見直しを検討すると同時に既存の道路を活用した代替機能の確保を図ります。

公共交通については、誰もが便利に利用できる交通手段となるように、既存のネットワークを中心として、利用者のニーズに応じたサービスの提供に努めるとともに、デマンド交通による公共交通空白地域の解消を図ります。

##### ③ 生活に密着した安全・安心な道路空間の確保

日常的に利用される身近な道路は狭あいな道路も多いため、誰もが安全に安心して暮らせる道路づくりに取り組む必要があります。

生活に密着した道路空間の整備・改良により、円滑な交通処理機能を確保するとともに、歩行者空間のバリアフリー化などによる歩行者や自転車の安全性の向上、狭あい道路の解消による防災性の向上を図ります。

地域住民と行政の協働により、より生活の実態に応じた、利便性の高い道路空間への見直しを図ります。

##### ④ 沿道景観や地域の特色を活かした道路づくり

道路が本来果たすべき円滑な通行を確保する機能に加えて、地域の活性化に寄与する観光・交流資源としての活用に向けた取り組みを進める必要があります。

地域のシンボルとなる道路や、優れた沿道景観を持つ道路については、それぞれの特徴を活かして、歩いて楽しめる道路空間、観光ルートなどとしての道路づくりを進めます。

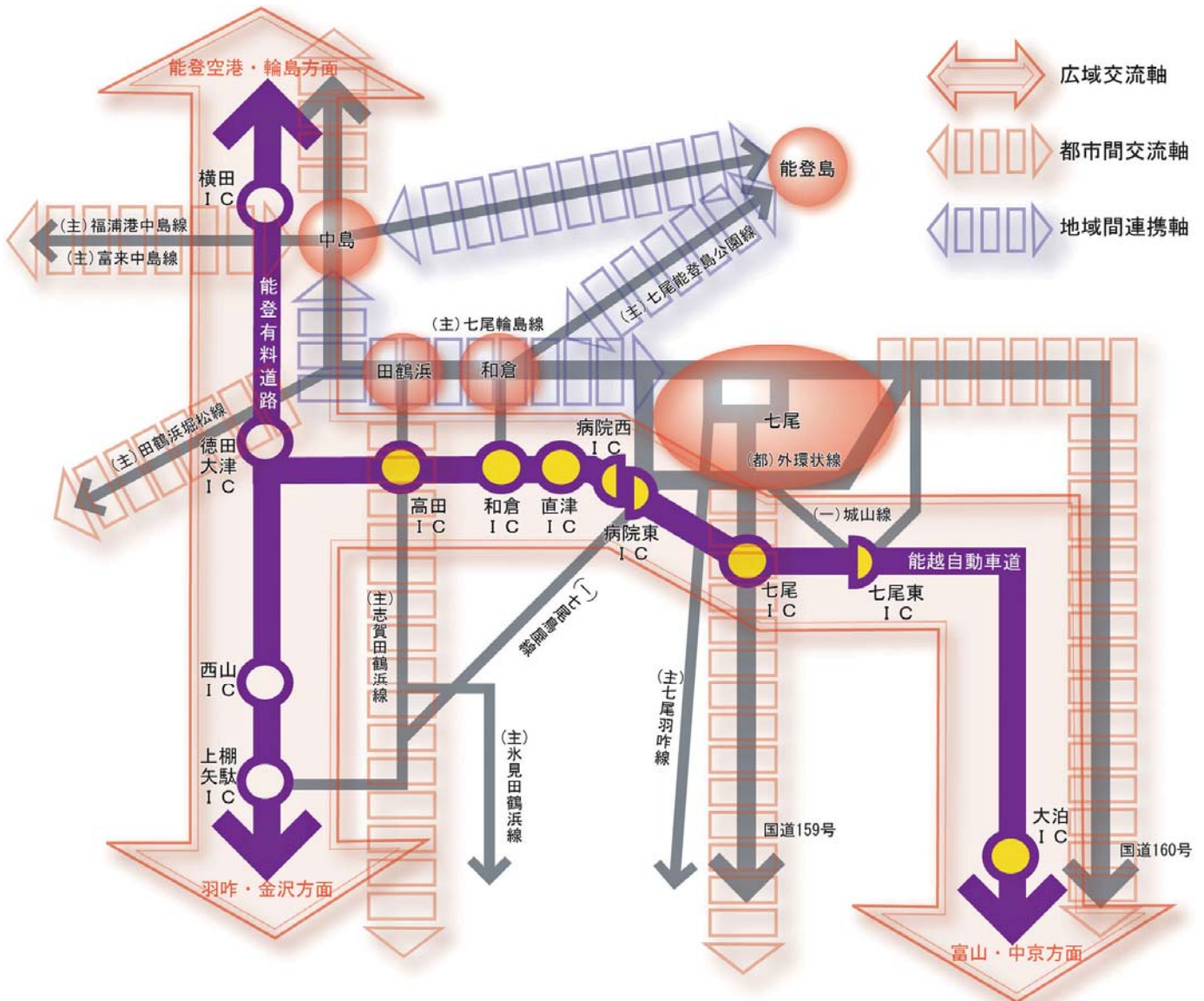
道路のデザインや愛称の決定などに地域住民の意見を反映するなど、地域の特性を活かした個性的で魅力的な道路空間としての活用を促進します。

## (2)道路ネットワークの方針

### ① 道路ネットワークの基本的な考え方

七尾市においては、国土レベルの広域幹線道路である能越自動車道及び能登有料道路を広域交流軸として位置づけ、中能登地域の周辺市町と七尾市を結ぶ放射状道路を都市間交流軸として位置づけます。また、七尾市内の各地域を結ぶ放射状道路を地域間連携軸として位置づけ、それぞれの生活圏が相互に連携し交流できる道路ネットワークを形成します。

七尾市街地においては、市街地中心部への通過交通の流入をコントロールし、市街地内での快適な自動車交通環境を確保するため、環状型の道路網を形成します。



(※黄色塗りつぶしのIC名は仮称)

(主)：主要地方道\*

(一)：一般県道

(都)：都市計画道路

### ■ 道路ネットワークの基本的な考え方 ■

※主要地方道：都道府県道のうち、主要なものであるとして国土交通大臣が指定した道路

## ② 道路ネットワークの配置・整備方針

### ■広域交流道路

⇒能越自動車道、能登有料道路を、三大都市圏及び富山県、石川中央地域、奥能登地域などとの広域的な交流・連携を図る道路として配置します。

能越自動車道のうち、平成26年度の供用開始を目指して整備が進められている七尾IC（仮称）～氷見北IC間については、富山県との連携も図りながら早期供用に向けた整備促進を働きかけていきます。計画中の高田IC～七尾IC（仮称）間についても、早期着手に向けた働きかけを進めます。

能越自動車道 能登有料道路
------------------

### ■都市間交流道路

広域交流道路を補完し、中能登地域内の広域的な交流を支え育むための道路を配置し、未整備区間の整備促進を図るとともに、整備済みの道路においても、交差点改良などの2次改良整備、それぞれの特性に応じた沿道土地利用の誘導、適切な維持管理などにより円滑な道路交通環境の確保、改善を図ります。

⇒市内を通過する国道は、広域的な交通を処理し、都市の主軸を形成する広域的な幹線道路として配置し、未整備区間の整備促進により、石川中央地域や奥能登地域及び中能登地域内の周辺都市などとの連携強化を図ります。

⇒(都)外環状線は、七尾市街地の外周部を取り巻く骨格機能及び国道の市街地区間のバイパスとしての機能を有する主要な道路として配置し、広域交流道路及び他の都市間交流道路の整備状況に合わせて適正規模の再検討を行いながら計画的かつ段階的な整備を促進します。

(都)七尾金沢線（国道159号） (都)大田川原線（国道160号） (都)七尾田鶴浜線（国道249号） (都)外環状線〔一部藤橋バイパス〕 (主)七尾輪島線
--

上記の道路を補完し、周辺都市と七尾市を結ぶ放射状の道路を位置づけ、既存道路の拡充・改善を促進します。

(都)西街道線（(主)七尾羽咋線） (主)田鶴浜堀松線 (主)氷見田鶴浜線 (主)富来中島線 (主)志賀田鶴浜線 (主)福浦港中島線 (一)七尾鳥屋線〔七尾道路〕
---

### ■地域間連携道路

市内各地域間の連携を支え育むための道路、主要な拠点間を連絡する道路を配置し、未整備区間の整備を進めるとともに、整備済みの道路においても、交差点改良などの2次改良整備、それぞれの特性に応じた沿道土地利用の誘導、適切な維持管理などにより円滑な道路交通環境の確保、改善を図ります。

⇒(主)七尾能登島公園線、(市)能登島150号線は、能登島、和倉、中島の各拠点を結ぶ道路として配置します。

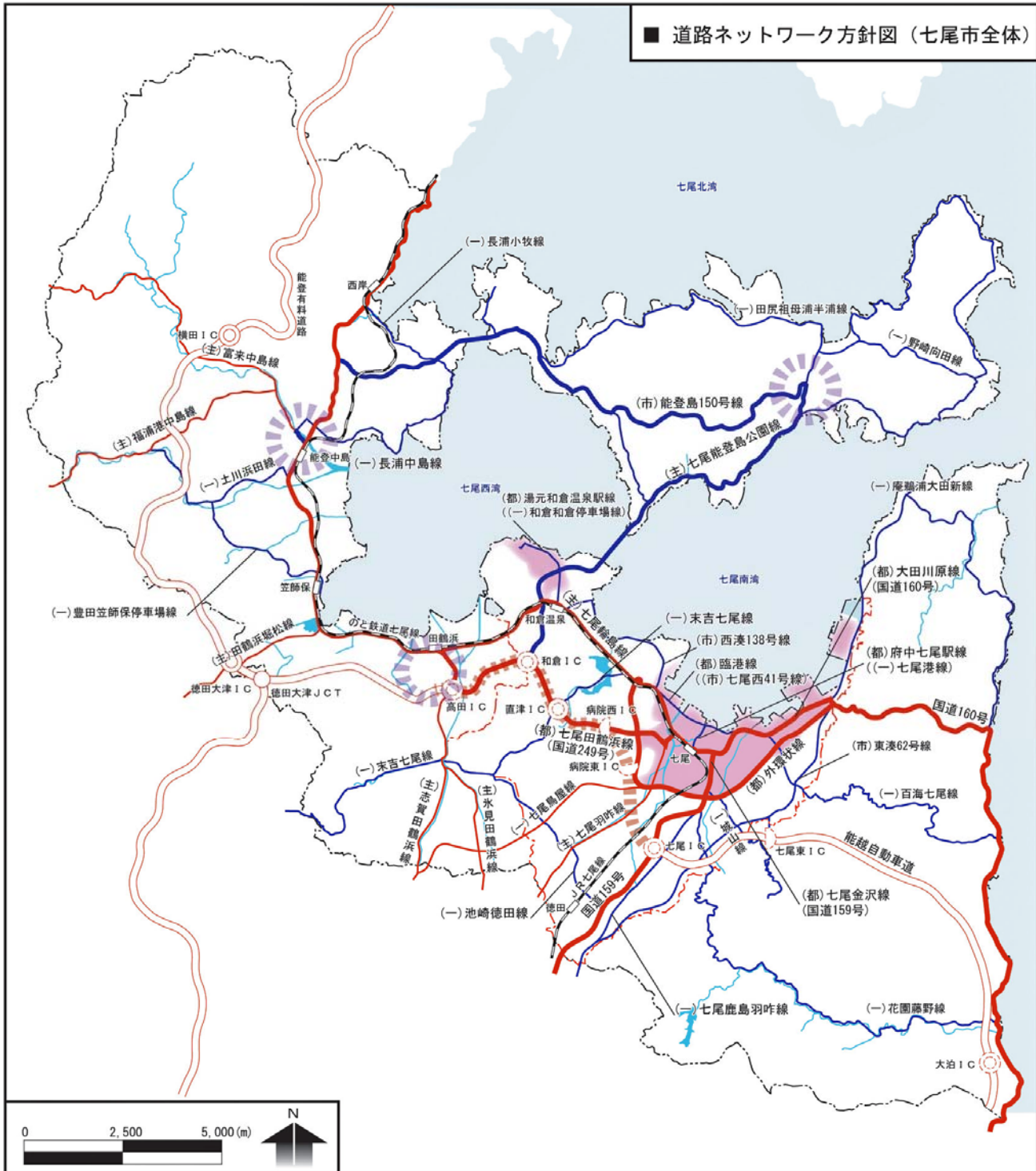
(主)七尾能登島公園線 (市)能登島150号線
----------------------------

上記の道路を補完し、七尾市の各地域間を結ぶ放射状の道路を位置づけます。未整備道路については、拡充・改善を促進します。




(都)府中七尾駅線 ((一)七尾港線) (都)臨港線 ((市)七尾西41号線など) (都)湯元和倉温泉駅線((一)和倉和倉停車場線) (一)石崎港線 (一)末吉七尾線 (一)城山線 (一)七尾鹿島羽咋線 (一)花園藤野線 (一)庵鶴浦大田新線 (一)池崎徳田線 (一)豊田笠師保停車場線 (一)土川浜田線 (一)長浦中島線 (一)長浦小牧線 (一)田尻祖母浦半浦線 (一)野崎向田線 (一)百海七尾線 (市)東湊62号線 (市)西湊138号線
---



■ 道路ネットワーク方針図（七尾市全体）

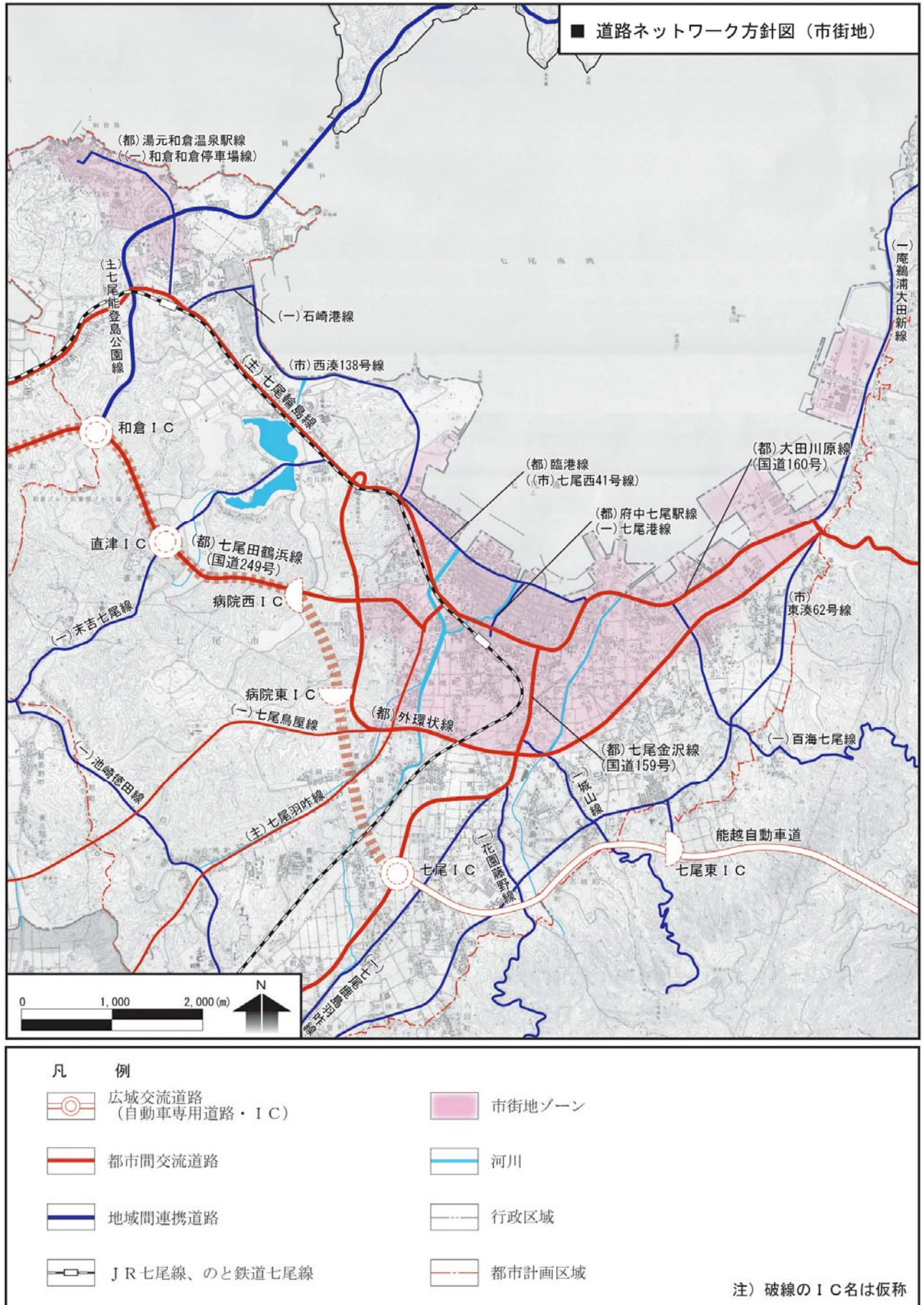


凡 例

-  広域交流道路  
(自動車専用道路・IC)
-  都市間交流道路
-  地域間連携道路
-  JR七尾線、のと鉄道七尾線

-  市街地ゾーン
-  生活・交流拠点
-  河川
-  行政区域
-  都市計画区域

注) 破線のIC名は仮称





### ■市街地の補助幹線道路

市街地中心部については、その範囲を取り囲む整備済（一部概成済）の都市計画道路を骨格とし、幅員6m以上の現道の活用、狭幅員の生活道路の部分改良（セットバック等による拡幅）などによって、道路ネットワーク機能や防災機能を確保することが十分に可能であるため、新たな補助幹線道路の配置は行わないことを基本とします。

市街地周辺部は、その範囲が本市の主要な都市間交流道路である(都)七尾金沢線(国道159号)の東西に広がっており、住宅地(主に「ゆとりの住宅地ゾーン」)として位置づけています。このため、東西の住宅地の地域特性を考慮しながら、必要性や実現性が低下している未整備都市計画道路の廃止に対応した代替の補助幹線道路を適宜配置するものとします。

#### 【(都)七尾金沢線の東側の住宅地】

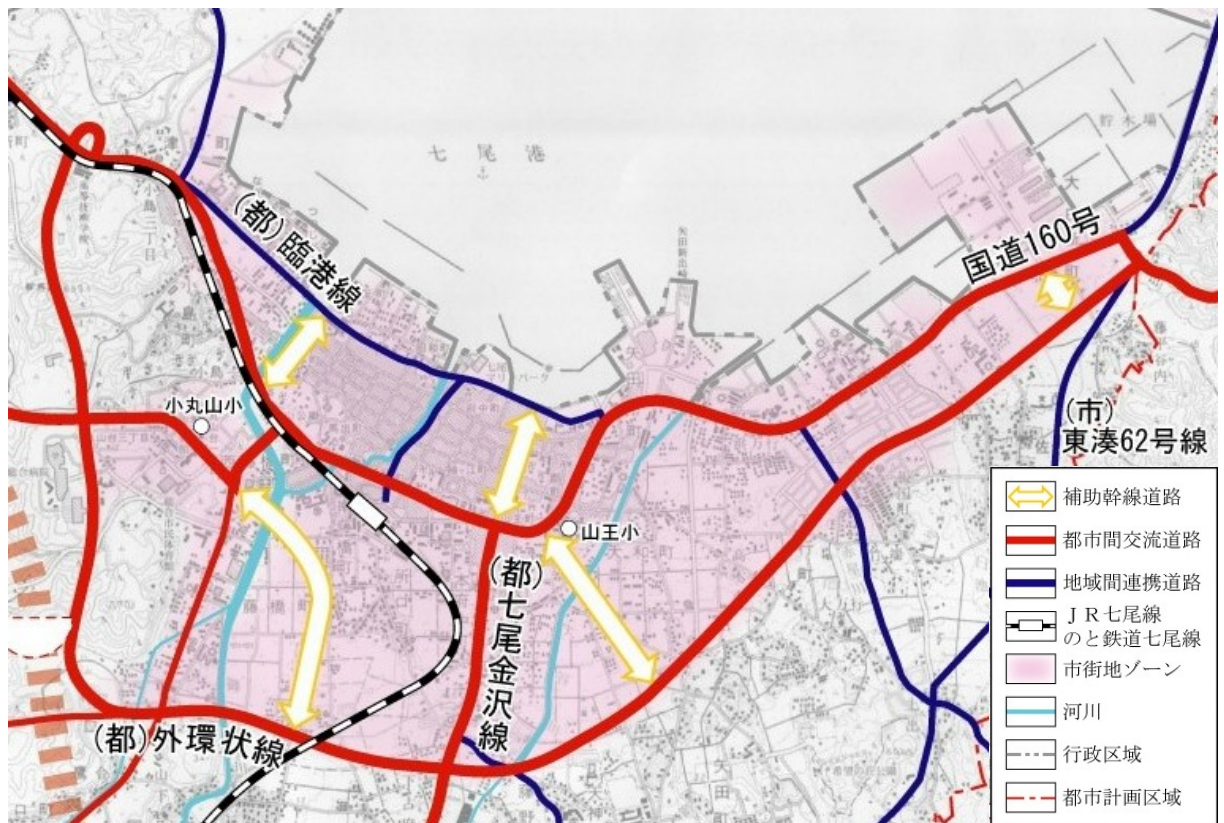
東側の住宅地では、補助幹線道路の一般的な配置間隔(500m程度)を考慮するとともに、万行土地区画整理事業の事業計画との整合や山王小学校へのアクセス向上に対する現行計画の部分存続の必要性、現道の主要系統や今後の整備の実現性(まちづくりとしての取り組みの熟度や合意形成の可能性)などを考慮して代替路線を確保します。

#### 【(都)七尾金沢線の西側の住宅地】

西側の住宅地では、都市間交流道路である(都)西街道線((主)七尾羽咋線)から(都)七尾金沢線までの間隔、(都)川原松百線(国道249号)から(都)外環状線までの間隔がともに1km強の距離があるため、補助幹線道路の一般的な配置間隔(500m程度)を考慮した代替路線の確保を図ることが望まれます。

しかしながら、西側の住宅地には地域の分断要素となる鉄道(JR七尾線)があり、この鉄道と立体交差して(都)七尾金沢線に接続する代替路線を確保することは、経済性や施工性からみて困難であるため、代替路線は(都)西街道線と(都)外環状線を結ぶ路線に限定されます。

このため、(都)七尾田鶴浜線(国道249号)への接続の必要性、(都)外環状線への接続位置の制約(国分大橋～JR跨線橋の間)、今後の整備の実現性(まちづくりとしての取組の熟度や合意形成の可能性)などを考慮して代替路線を確保します。



■ 市街地内の補助幹線道路の配置方針 ■

■生活道路による補助幹線道路ネットワークの機能補完

市街地周辺部において未整備都市計画道路を廃止する場合には、これらの路線が担っていたネットワーク機能や防災機能が見込めなくなり、既存道路だけでは周辺アクセスの利便性の低下や「消防活動が困難となる区域<sup>\*</sup>」の発生が懸念されます。また、このような状況に対し、代替の補助幹線道路を位置づけた場合でも、従来の補助幹線道路が担っていた機能と同程度の機能までは確保できない場合も想定されます。

このような状況に対しては、代替の補助幹線道路ネットワークだけで対応しようとするのではなく、6 m未満の既存道路の一部区間の拡幅改良や、6 m以上の区間をつなぐ道路の部分的な新設などの対策を併用しながら、周辺アクセスの利便性向上や地域の防災性向上を図り、代替の補助幹線道路ネットワークの機能補完に努めるものとします。

※消防活動が困難となる区域：緊急車両の通行に必要な幅員6 m以上の道路から、140m以上の区域

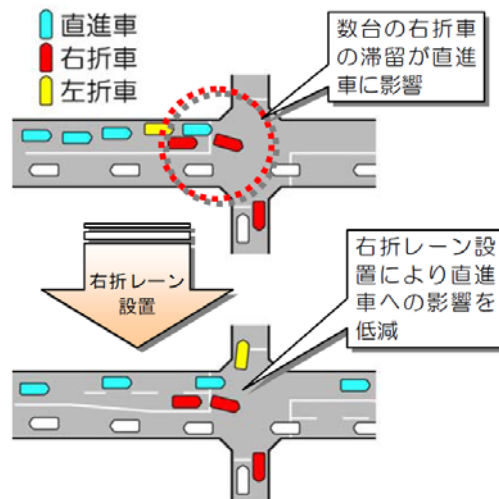
### ③ 道路の政策展開方針

#### 1) 幹線的な機能を持つ道路の計画的な整備

- ・主に広域的な交通を処理する幹線的な機能を持つ道路については、広域的な交流の拡大、地域間の連携強化を進める上で非常に重要であるため、国や県などの関係機関との連携により、計画的かつ効率的に整備を促進していきます。また、他都市からの円滑で安全なアクセスを確保するとともに、地域内の交流を促進するためにも、案内標識による導線の強化を図ります。
- ・今後の整備にあたっては、社会情勢や都市構造の変化に伴うそれぞれの道路に求められる機能や役割の変化、将来交通量の見通しなどを見極めながら、将来交通量に応じた車線数の見直しや整備の優先順位などについても柔軟かつ適切に見直しを図ります。

#### 2) 既存の道路の有効活用①

- ・既存の道路ストックの有効活用により、地域の実情に応じた道路の部分的な改良整備を進め、安全な道路空間の確保を図ります。
- ・交差点部での部分的な拡幅により右折レーンを設置し、交通混雑の解消を図ります。



■ 右折レーン設置による混雑解消のイメージ ■

3) 既存の道路の有効活用②

- ・水路敷や道路法面など、既存の道路空間の使い方の見直しにより、安全で快適な道路空間の確保を図ります。
- ・水辺や法面の緑には、潤い、安らぎをもたらす機能などもあるため、地域の実情を十分に考慮しながら整備手法を検討します。

事例1) 水路敷を活用した拡幅

整備前



水路敷により道路幅員が狭い

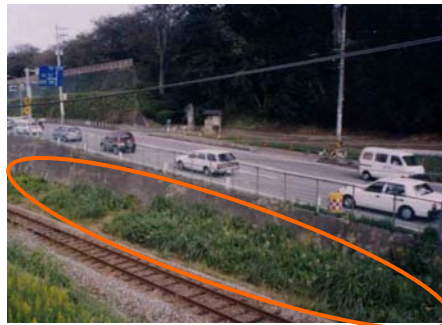
整備後



水路敷を側溝に替えることにより、道路を拡幅し安全性を向上

事例2) 道路法面を活用した拡幅

整備前



整備後

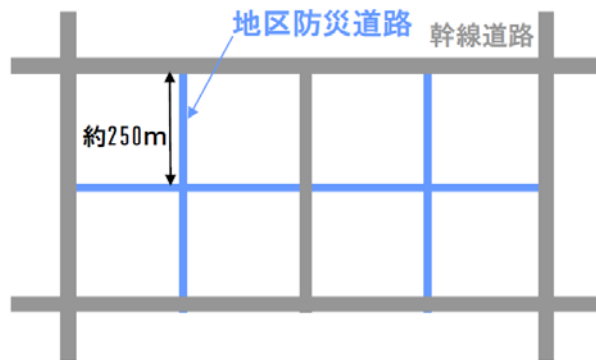


道路法面を活用して道路を拡幅し安全性を向上



4) 防災道路ネットワークによるまちなかの防災性の向上①

・狭あい道路を解消し、災害時の地域消火や市民の初期避難、緊急車両の通行確保、消防活動困難区域の解消を図るため、地区の防災の軸となる地区防災道路を設定し、地区防災道路を中心に、避難路などを組み合わせることにより、防災道路ネットワークを構築します。

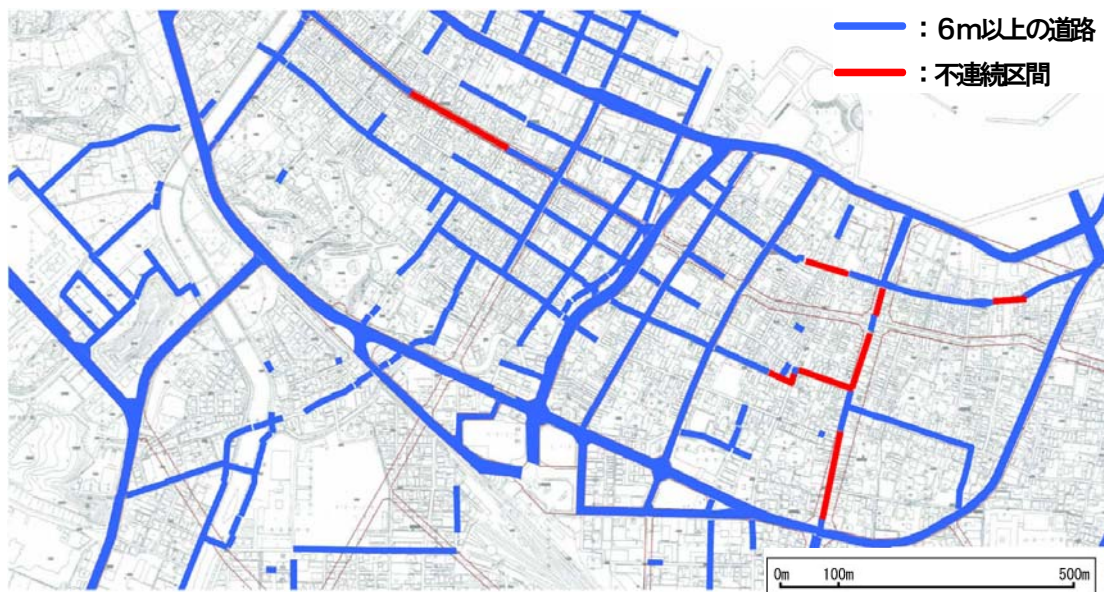


■ 地区防災道路の配置イメージ ■

(資料：改訂 都市防災実務ハンドブック  
震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引き)

・阪神・淡路大震災の経験などから、幅員6m以上であれば人の通行が容易となり、車両も通行できる可能性が生じることから、地区防災道路の幅員は、概ね6m以上を基本とします。

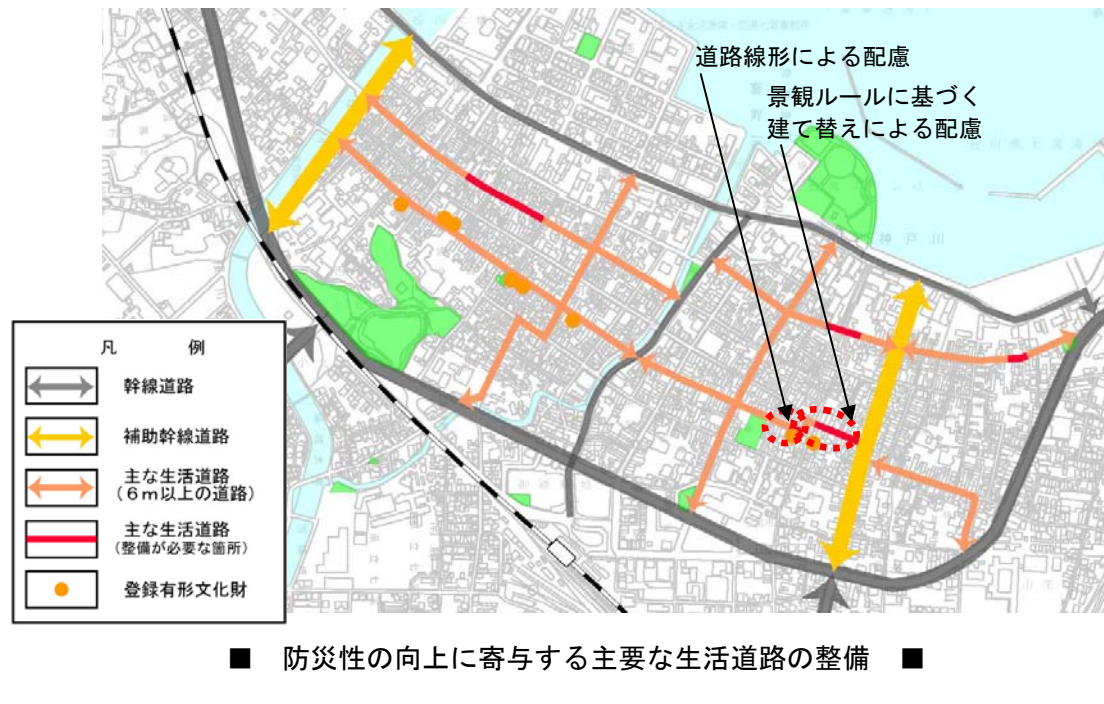
・平成21年度に創設した「七尾市まちなか居住再生事業」における「七尾市まちなか共同住宅建設奨励金」、「七尾市まちなか住宅建替え奨励金」について、必要に応じて制度の見直しを行いながら活用を促進し、まちなかにおける狭あい道路の解消と定住の促進を図ります。また、市街地や集落地域の狭あい道路沿いの建物の建替え時に、セットバックにより拡幅に必要な用地を生み出すなど、既存の道路の活用を基本として6m以上の道路の不連続区間の解消を図り、官民協働でまちなかの防災性の向上に努めます。



■ 6m以上の道路の現況と不連続区間 ■

5) 防災道路ネットワークによるまちなかの防災性の向上②

- ・ 6 m道路への拡幅については、既存の商店街や歴史的建造物、文化財などの保全に影響の少ない区間を中心として、既存の建築物の更新に併せて、まちづくり協定やセットバックに関する各種支援制度なども活用しながら進めます。
- ・ まちなみ景観に配慮した建て替えに関するルールづくり（様式、デザインなど）と、ルールに基づいた建て替えに対する支援制度の検討を行います。



6) 安全で安心して利用できる人にやさしい道づくり

- ・ 段差の解消、視線誘導ブロックの適切な配置、障害物対策などのバリアフリー整備により、子どもや高齢者、障害のある人を含めた全ての人が、安全で安心して利用できる人にやさしい道づくりを進めます。

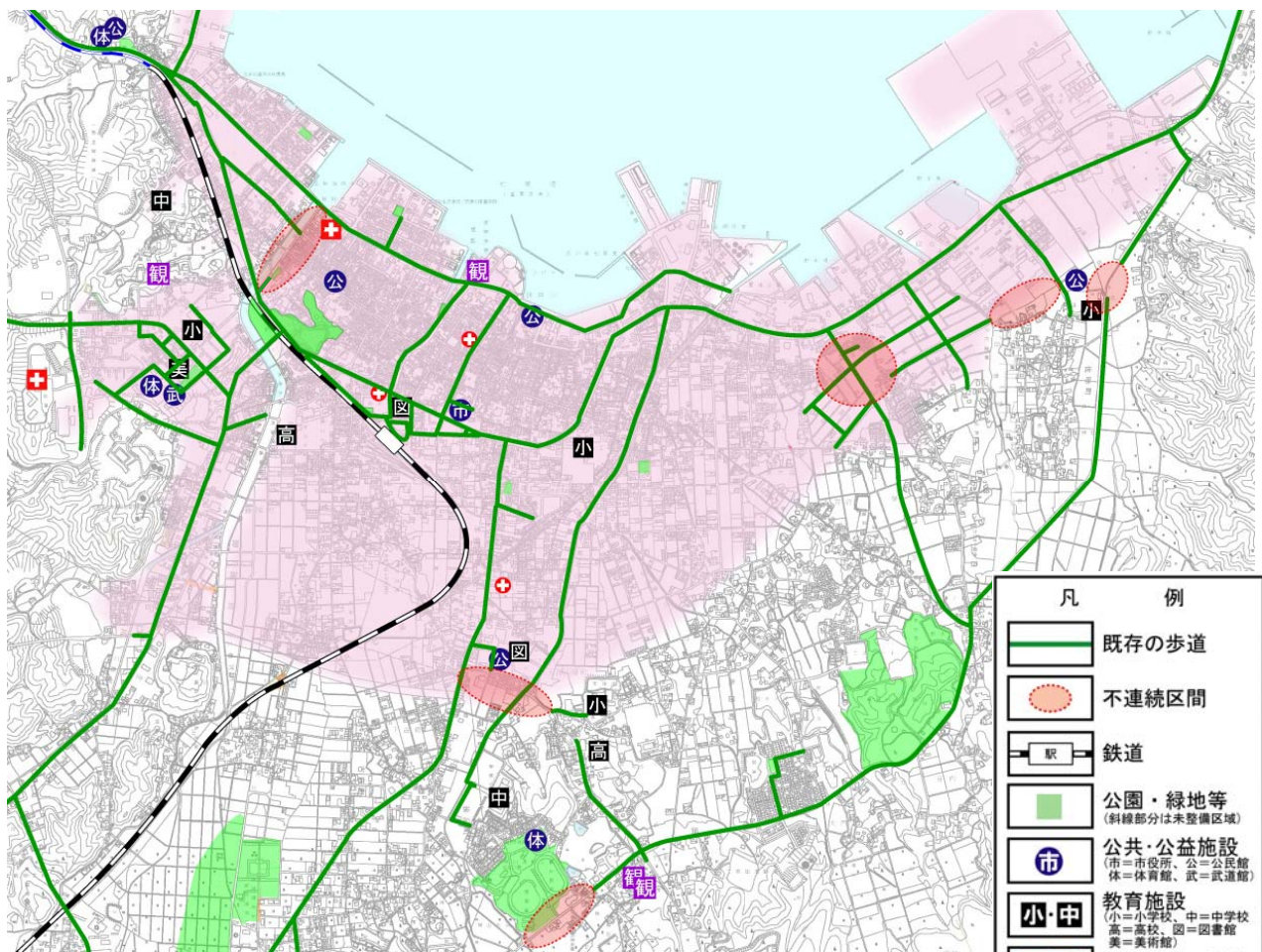


7) 歩行者ネットワークづくり①

- ・既存の歩道の活用を基本とし、歩行者導線に関連する施設間を結ぶ歩行者空間ネットワークづくりを進めます。
- ・歩行者空間の不連続区間の解消を図り、歩行者の安全性、回遊性の向上に努めます。
- ・地域の宝を活かした観光交流型のまちづくりを進めるため、観光資源間の連携、祭りやイベントなども意識した歩行者ネットワークの形成を図ります。
- ・環境にやさしいまちづくり、市民の日常生活の快適性や安全性の確保に向けて、また、市民の健康づくりにも寄与する歩行者ネットワークの形成を図ります。
- ・中心市街地や身近な商店街、一団の住宅地では、コミュニティ道路化などの各種施策を導入することにより、歩くことを基本とした快適な歩行者空間の確保に努めます。

■歩行者導線に関連する施設

- ・ 鉄道駅
- ・ 教育施設（小・中学校・高校）
- ・ 病院
- ・ 公民館
- ・ その他の公共施設（美術館、図書館、体育館、武道館など）
- ・ 主要な公園
- ・ 観光資源 など



■ 歩行者ネットワークの状況と不連続区間 ■

凡 例	
	既存の歩道
	不連続区間
	鉄道
	公園・緑地等 (斜線部分は未整備区域)
	公共・公益施設 (市=市役所、公=公民館 体=体育館、武=武道館)
	教育施設 (小=小学校、中=中学校 高=高校、図=図書館 美=美術館)
	総合病院・病院 (療=療養院、医=医院を除く)
	観光資源・施設
	市街地ゾーン

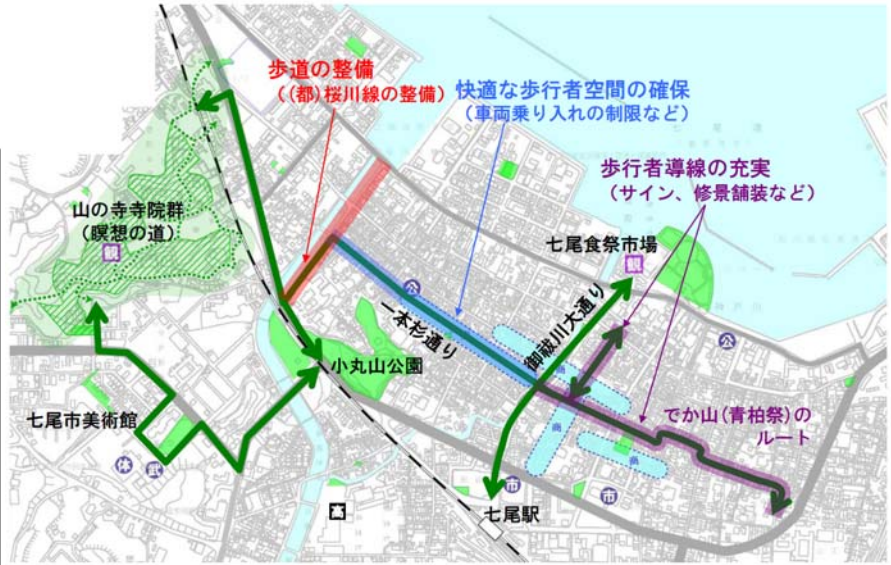


8) 歩行者ネットワークづくり②

■政策展開方針1（観光資源間の連携、祭りやイベントなどを意識した歩行者ネットワーク）

【実現手法】

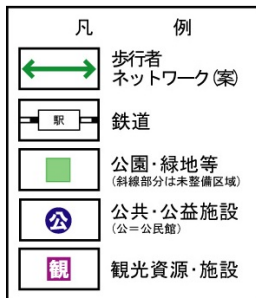
- ・歩道の整備
- ・通行規制
- ・サインの設置
- ・修景舗装



■政策展開方針2（観光資源間の連携、歩いて楽しめる回遊性を意識した歩行者ネットワーク）

【実現手法】

- ・歩道の整備



■政策展開方針3（歩行者空間の不連続空間の解消、快適性や安全性、健康づくりに寄与する歩行者ネットワーク）

【実現手法】

- ・歩道の整備





9) 地域の特徴を活かした道路空間づくり

- ・地域のシンボルとなる道路については、回遊性の高い歩いて楽しめる道路空間としての整備により、地域の活性化や広域的な観光交流に寄与するまちづくりの資源としての活用を図ります。
- ・まちなかなどでの回遊性を高めるため、コミュニティ道路の整備、主な市道の高質舗装や電線類の地中化、修景施設の整備などを図ります。



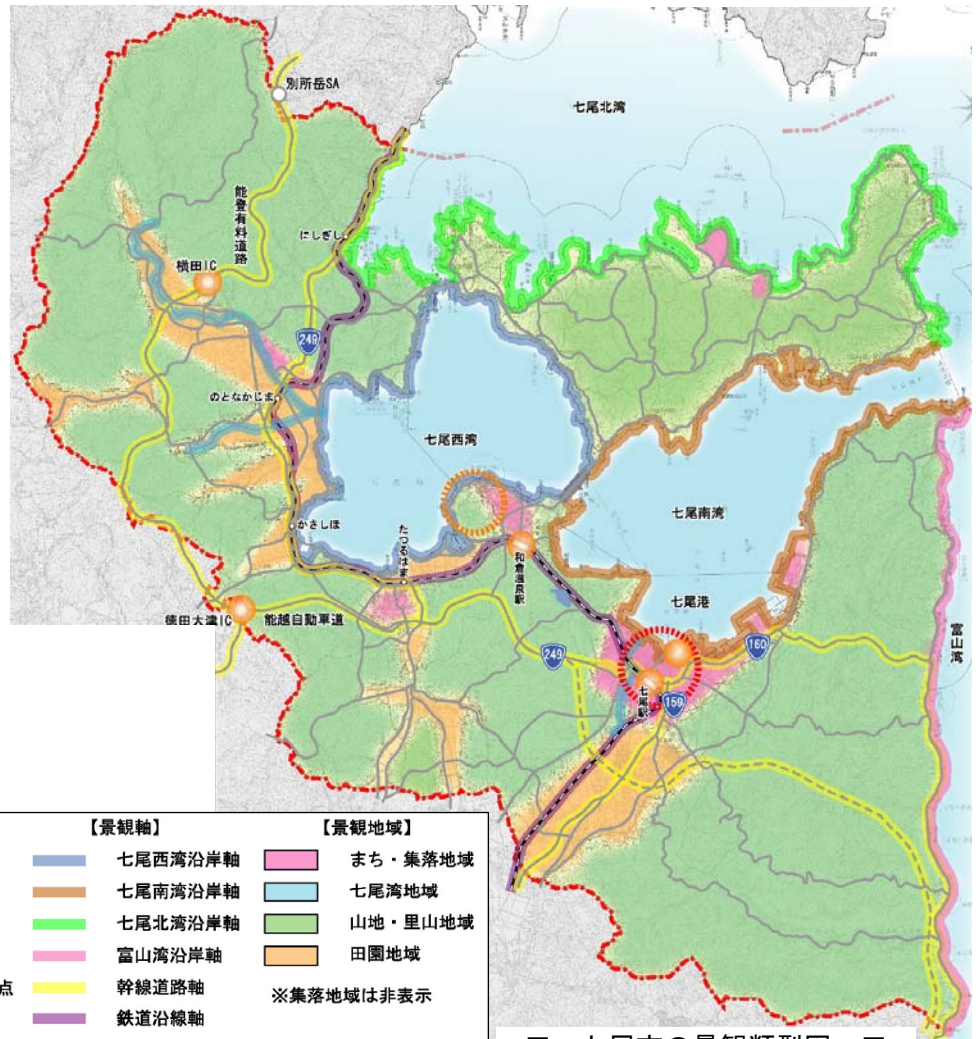
■ 地域の特徴を活かした道路空間づくりの事例 (御祓川大通り) ■

10) 沿道の景観を活かした道路空間づくり

- 七尾市景観計画に基づいて、七尾西湾沿岸、七尾南湾沿岸など、優れた沿道景観を持つ道路については、地域に点在する景観資源を有機的につなげる変化に富んだ特徴と魅力ある景観軸として位置づけ、まちづくりへの活用を図ります。



■ 七尾西湾道路 ■



■ 七尾市の景観類型図 ■

(出典：七尾市景観計画)

11) 地域住民の参画による道路づくり

- 沿道の市民、企業、行政が連携した道路空間の整備、維持管理の取り組みを広げるとともに、地域によって異なるニーズに対応するため、計画から事業実施、維持管理までの各段階への市民参画を促進し、地域住民との協働体制による道路整備の円滑化に努めます。
- 身近な生活道路については、地域への愛着や誇りを育むまちづくり資源として、緑化活動や景観づくりのあり方などを市民と企業、行政と一緒に検討する機会を設けるとともに、地域住民の主体的な取り組みに対して、専門家の派遣など、行政による各種支援を行います。



### (3) 公共交通ネットワークの方針

#### ① 公共交通ネットワークの基本的な考え方

超高齢社会の到来や地球環境に負荷を与えないライフスタイルの確立に向けて、七尾市地域公共交通総合連携計画に基づいて、子どもからお年寄りまで、市民や観光客の誰もが気軽に利用できる、人にやさしく便利な公共交通ネットワークを構築します。

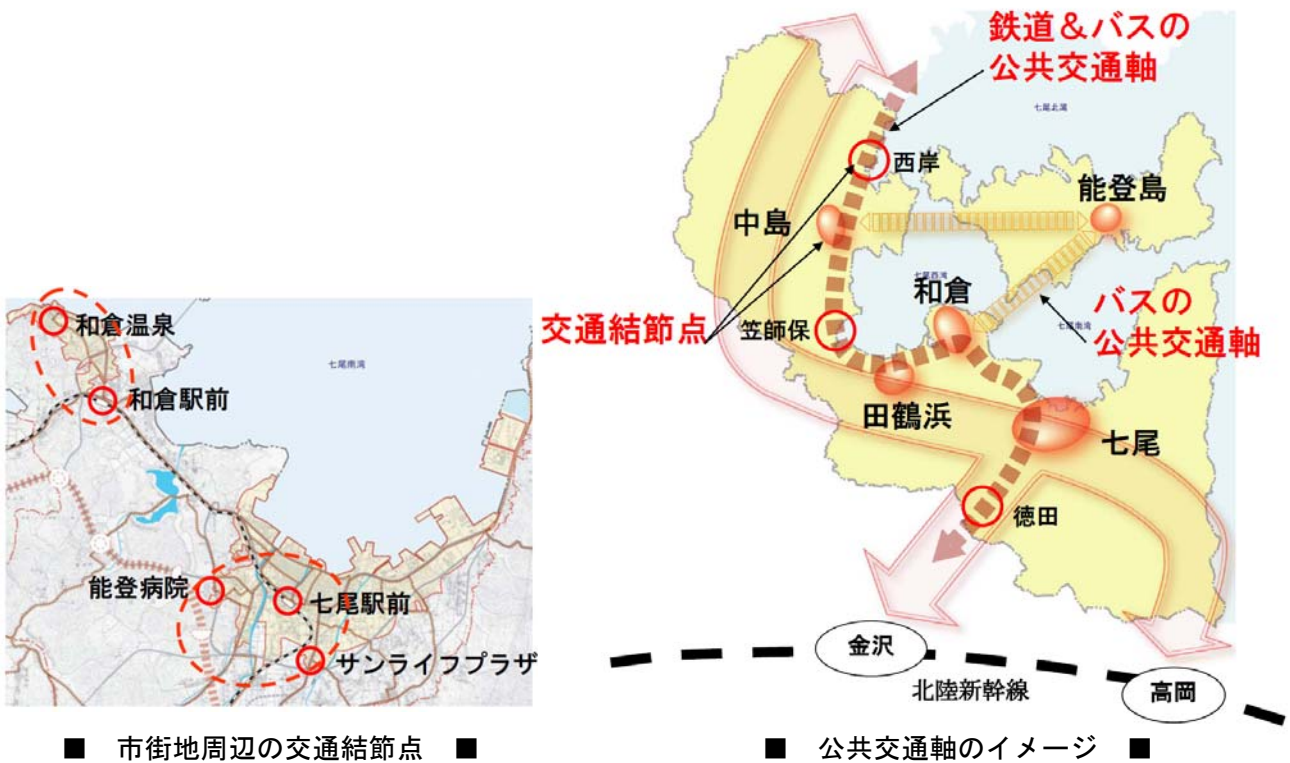
広域的な交流や地域間の交流を促進するため、鉄道や主要なバス路線の利便性向上、利用促進に向けた取り組みを推進するとともに、公共交通機関相互の連携により、拠点間の結びつきの強化を図ります。

それぞれの地域で運行されるバスについては、地域の実情に応じた柔軟な公共交通サービスのあり方を検討し、生活利便性の確保を図ります。

#### ② 公共交通ネットワークの配置・整備方針

鉄道駅周辺や主要なバス路線沿線など、公共交通のサービスが比較的高い地域（公共交通軸）では、拠点となる駅やバス停へのアクセスの向上、鉄道とバスの接続の改善により、地域間の交流拡大を図ります。

公共交通のサービスが低い地域においては、既存のコミュニティバスの見直しや新たなデマンド型のサービスなどにより、地域内に点在する集落から拠点となる施設へのアクセスの確保を図ります。



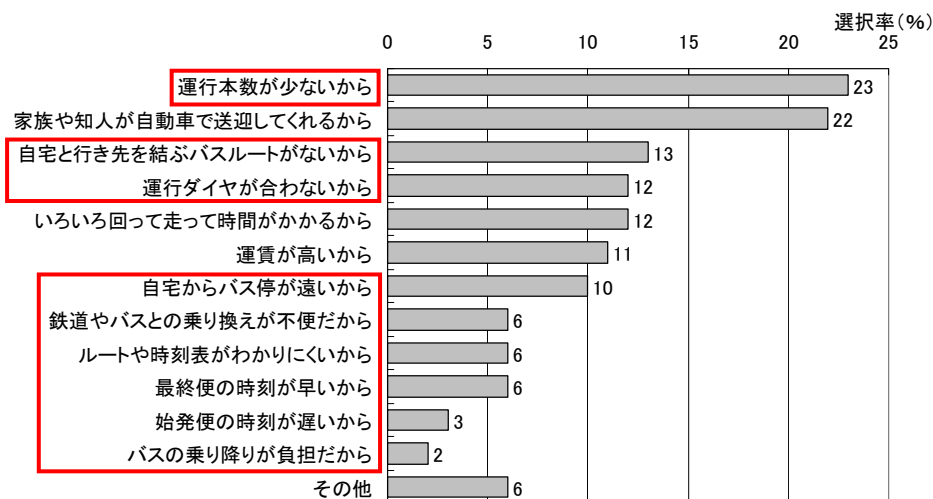
### ③ 公共交通の政策展開方針

#### 1) 鉄道の利便性向上、利用促進に向けた取り組みの推進

- ・通勤や観光など多様な利用目的を持つ利用者の利便性を高めるため、駅へのアクセス性の向上、駅周辺における駐車場や駐輪場の確保を図ります。また、鉄道事業者との連携により利用者のニーズに応じた運行ダイヤへの見直しを検討するなど、鉄道を利用しやすい都市環境の整備を図ります。
- ・特に七尾駅については、アクセス道路の整備、鉄道とバスの乗り継ぎの改善などにより、総合交通ターミナルとしての交通結節機能を強化するとともに、中能登地域の玄関口にふさわしい景観づくりを進めます。

#### 2) バスの利便性向上、利用促進に向けた取り組みの推進

- ・民間による路線バスと公共によるコミュニティバスの役割分担を明確にするとともに、バス交通を必要としている市民のニーズに応じた運行ルートやダイヤの見直しなどにより、市民の日常的な移動性、市街地や市内に点在する拠点施設等へのアクセスの向上を図ります。



■ バスを利用しない理由 ■

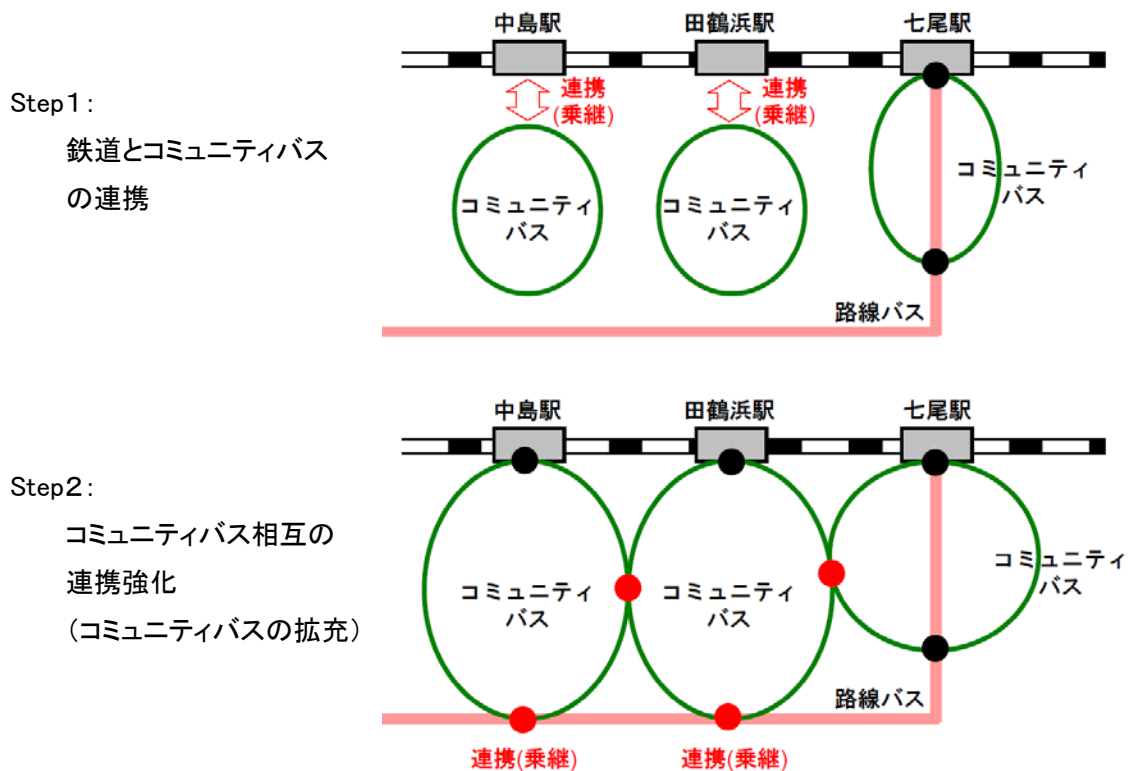
(出典：公共交通に関する市民アンケート (H21. 11))

#### 3) 公共交通の利用促進に向けた取り組みの推進

- ・公共交通利用者の減少が交通事業者の経営を悪化させ、公共交通のサービスを低下させる悪循環につながる可能性があるため、自動車利用から公共交通への転換を徐々に図り、公共交通を利用する割合を高めるための取り組みを推進します。
- ・また、利用促進に向けたキャンペーン・PRの実施、乗り換えや賢い利用法に関する情報提供、地域の観光資源や行事などと連携したイベント列車の運行などに取り組みます。

4) 鉄道とバスの連携の強化

- ・合併により拡大した市域は、鉄道が公共交通の軸となっており各地域を結んでいますが、それぞれの地域内で元々運行されていたコミュニティバスは、福祉的な性格を残す地域内循環型の路線であるため、鉄道との接続が不十分となっています。
- ・中島地域で運行されているげんきバスについては、ダイヤの繰り上げにより鉄道との接続が改善されていますが、その他のコミュニティバスについても運行ダイヤの見直しなどにより鉄道との接続の改善を進め、鉄道とバスとの連携による地域の交流拡大を図ります。また、路線バスとコミュニティバス、コミュニティバス相互の連携も高め、誰もが安心して快適に移動できるまちづくりを進めます。
- ・笠師保駅、田鶴浜駅については、平成23年度以降にコミュニティバスのバス停を新設し、のと鉄道七尾線との連携強化を図る予定です。
- ・バス停の新設や、運行ダイヤの見直しなどについては、利用状況などを検証しながら、より効果的な鉄道とバスの連携強化に向けた取り組みのあり方を検討していきます。



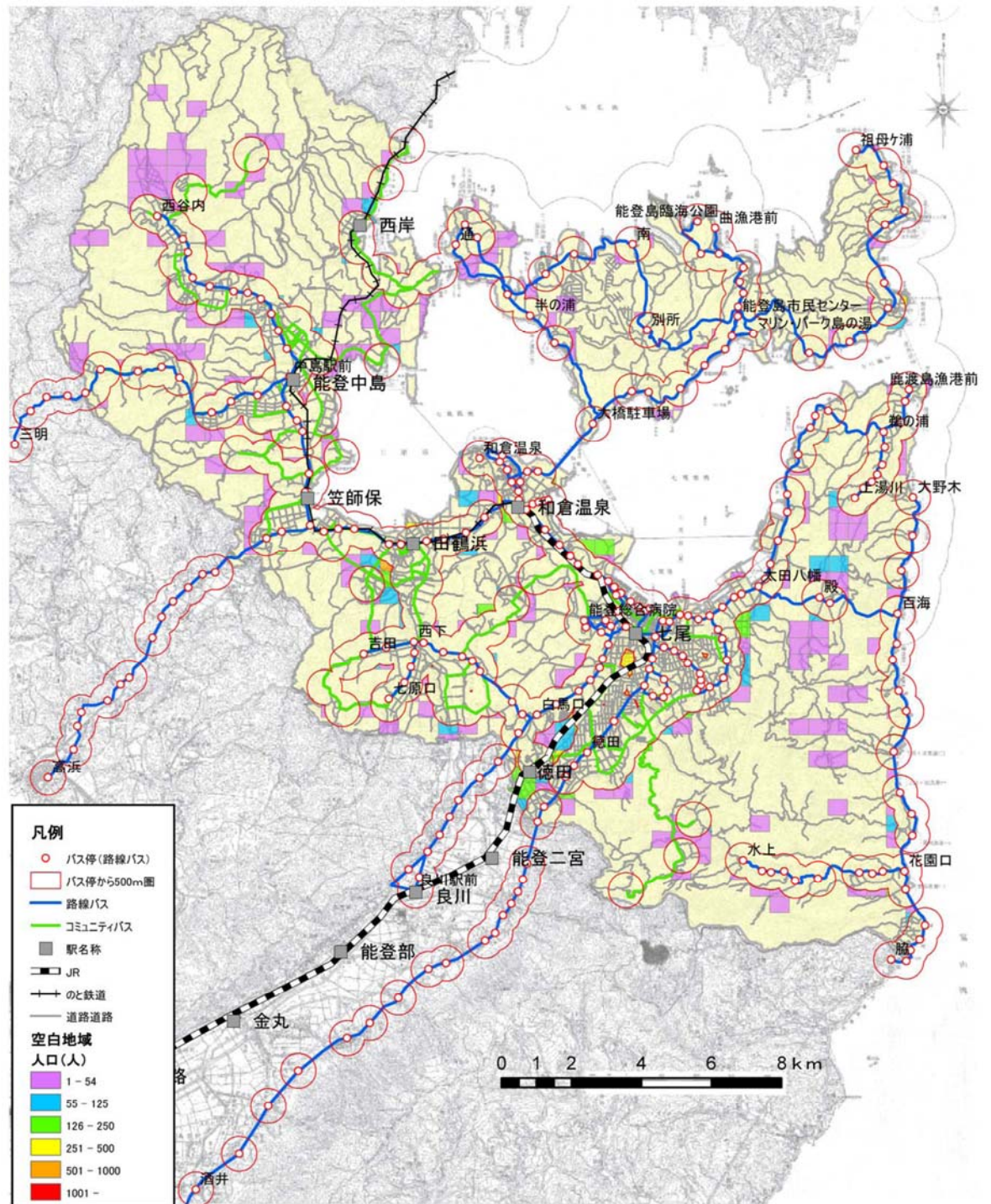
■ 鉄道とバスの連携イメージ ■

(参考：七尾市地域公共交通総合連携計画)



5) 公共交通空白地域の解消

- 七尾市のバス路線は、主要な道路をほぼ運行していますが、山間部や市街地近郊の一部で、公共交通の利用が困難な、公共交通の空白地域（バス停から半径500m以上離れた地域）がみられます。
- これらの地域については、需要が少なく民間によるバスの運行が困難であるため、コミュニティバスまたはデマンド交通が選択肢となりますが、七尾市の公共交通空白地域は、どちらかといえば分散した需要が市域全体に分布しているため、既存のコミュニティバスのルート変更で対応できる沿線以外は、基本的にデマンド交通による対応が必要です。



■ 公共交通空白地域の現況 ■

(出典：七尾市地域公共交通総合連携計画)

- ・誰もが利用しやすい交通体系を構築し、公共交通空白地域を解消するため、公共交通空白地域におけるデマンドタクシーの実証運行を行います。



■ デマンドタクシーのイメージ ■

(出典：七尾市地域公共交通総合連携計画)



■ 市内循環バス「まりん号」



■ ちょっこり山歩きバス「やまびこ号」



■ 田鶴浜エリア コミュニティバス



■ 「中島げんきバス」



## 4. 都市環境形成の方針

### (1) 公園・緑地の方針

#### ① 公園・緑地の基本的な考え方

##### ① まちの背景となる緑の保全

今後、環境に負荷を与えないまちづくりを進めていくためには、水源涵養や自然環境の保全、景観形成など、緑の有する多様な機能を再認識した上で、まちの背景となる緑を適切に保全する必要があります。

崎山半島から石動山系の比較的低い城山や赤蔵山、別所岳などの山並み、及び能登半島国定公園に指定されている七尾湾の美しい海岸線を優れた自然環境として保全します。

まちの背景となる水辺軸を形成し、まちに潤いを与える御祓川、熊木川、二宮川などの主要河川及び大津潟や赤浦潟を身近な親水空間として保全します。

市街地を取り囲む田園や集落内に点在する社寺林や史跡などは、優れた自然や歴史的風土を保全する上で重要であるため、地域のランドマークとなる緑として保全・育成を図ります。

##### ② 地域の特徴を活かして交流を促進する公園づくり

豊かな自然や貴重な歴史資産などについては、良好な環境を維持・保全するだけでなく、まちづくりに積極的に活用していく必要があります。

能登歴史公園をはじめ、城山や山の寺寺院群などの市内に数多く分布する文化財や周辺の緑は、地域の個性を形成する緑として、それぞれの特色を活かした整備により、広域観光の資源としての活用を図ります。

##### ③ 既存の公園緑地や公共空地を活かした身近な緑の質の向上

地域の実情に応じて、効率的で効果的な公園緑地づくりを進めるためには、既存のストックを有効活用していく必要があります。

日常のレクリエーション活動の場、防災の拠点となる身近な公園・緑地の適正な管理を行うとともに、必要に応じて遊具の更新やバリアフリー化などの再整備を進めます。

多くの人が集まる公共的施設は、都市緑化の先導役として積極的に緑化を進めるなど、地域の特性に応じた緑化を推進し、身近な緑の質の向上を図ります。

道路や歩行者空間、河川や水路などの水辺空間を活用し、公園・緑地や公共的施設等を相互に結びつける水と緑のネットワークづくりを進めます。

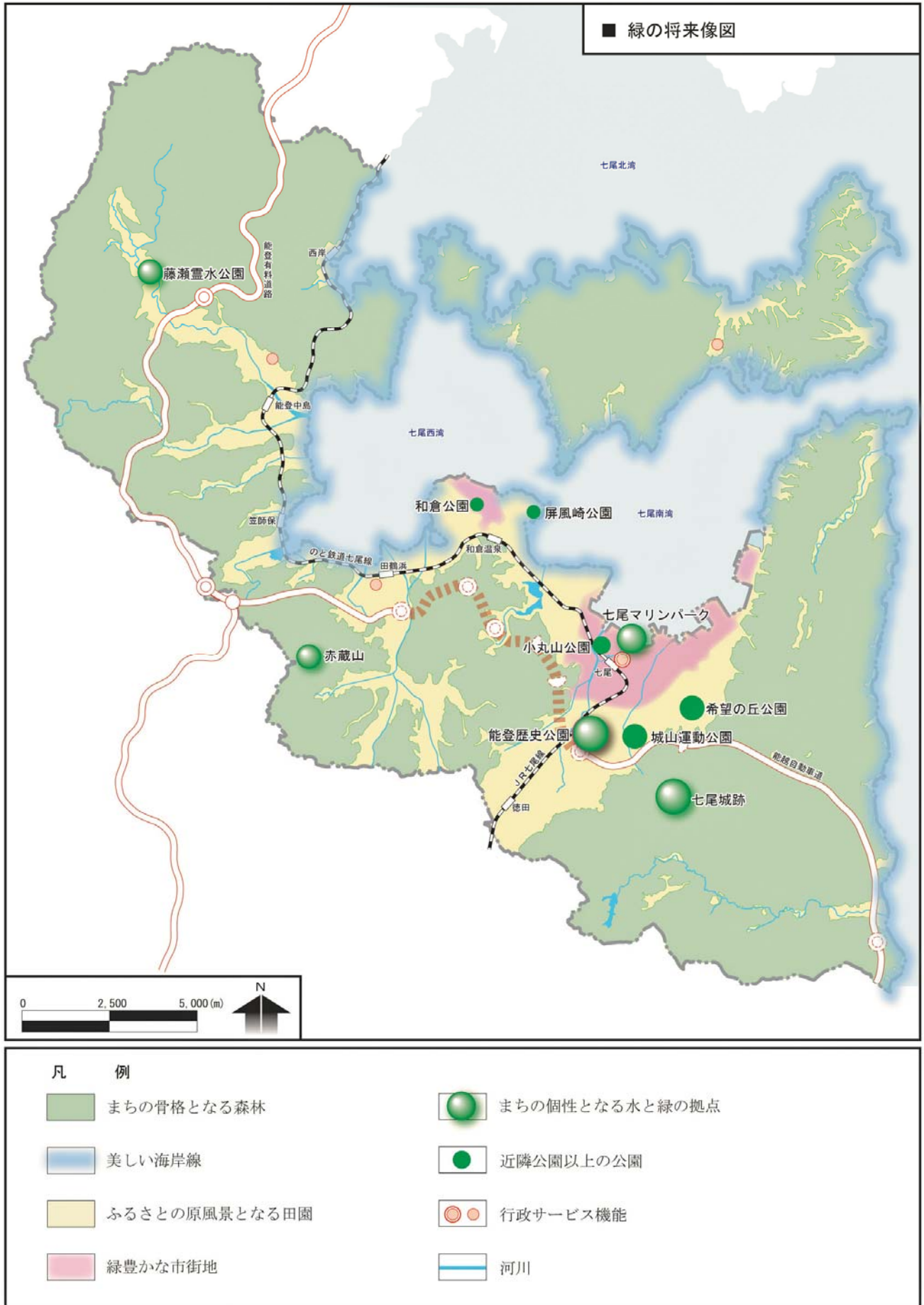
##### ④ 市民が主役となった身近な緑化活動の推進

市民が主役となった緑豊かなまちづくりを進めるため、緑に対する知識の普及や意識啓発を図るとともに、市民が主体となった緑化活動や身近な公園の維持管理などの取り組みを支えるための施策展開や仕組みづくりを進めます。



《七尾市が目指す緑の将来像》

<p><b>まちの背景となる 森林</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・七尾市を取り巻く石動山系の城山や赤蔵山、別所岳などの山々は、七尾市の緑の背景となり、大気浄化や気候緩和、貴重な動植物の生息域、四季折々の自然景観の演出などの機能を有する緑地として、適切な維持管理・保全に努めます。</li> </ul>
<p><b>美しい海岸線</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美しく変化に富んだ海岸景観が広がる七尾西湾・南湾・北湾、富山湾の沿岸を適切に保全するとともに、レクリエーションの場としての活用を図ります。</li> </ul>
<p><b>ふるさとの原風景 となる田園地域</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣きのある農村集落、棚田やホタル・魚が見られる清らかな用水など、心癒す田園風景が形成されている田園地域は、計画的な土地利用に基づいて適切に保全します。</li> <li>・既存集落に点在する神社・寺院の境内林や民家の屋敷内の樹木などを身近な緑として保全するとともに、周辺環境との調和に配慮しながら緑の創出を誘導します。</li> </ul>
<p><b>緑豊かな市街地</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な憩いの場や災害時の避難地ともなる公園・緑地の確保に努めるとともに、河川や用水を活用した親水空間の整備、個性ある街路樹の整備、神社・寺院の境内林の保全、住宅地や商業地・工業地の緑化などを総合的に推進し、花や緑で彩られた美しい市街地を形成します。</li> <li>・七尾港周辺においても、七尾マリンパークや美湾公園などの活用により、市民や観光客が海に親しめる、賑わいと魅力のある緑地空間、親水空間の形成を図ります。</li> </ul>
<p><b>まちの個性となる 水と緑の拠点</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かなまちを印象づけるとともに、市民や訪れる人のレクリエーション活動、癒しや憩いの場として、能登歴史公園や七尾城跡などを位置づけ、交流資源としての活用を図ります。</li> </ul>
<p><b>水辺の連携軸</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御祓川や熊木川をはじめとする河川や赤浦潟、大津潟などを、市街地及び田園地域を潤す水辺の連携軸として位置づけ、骨格となる水辺景観軸、まちに清新さを与える環境軸として、河川や潟の環境保全に努めるとともに、市民の憩いやレクリエーション活動の場として積極的な活用を図ります。</li> <li>・御祓川は、市民が川とふれあい親しむことのできる水辺空間の整備と保全に努めます。</li> <li>・熊木川は、動植物の良好な生息・生育環境の保全、自然景観の保全に努めます。</li> </ul>



## ② 公園・緑地の配置方針

身近な住区基幹公園については、量的には確保すべき水準に達しており整備も完了しつつあるため、今後は主として市街地内において、宅地化の状況や将来の土地利用計画、市街地開発計画などを勘案しつつ、既存のストックを活かした身近な公園の再整備・有効活用により、緑の質の向上に努めます。

七尾市民の総合的なレクリエーション活動の場として、また、周辺都市の住民の利用にも対応可能な広域的な公園を配置し、地域の特徴を活かした公園として、既存の機能の充実、未整備箇所での整備促進を図ります。

### 《施設緑地》

#### ■ 住区基幹公園

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
街区公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在までに供用されている街区公園の適切な維持管理に努めるとともに、土地区画整理事業を施行中の万行地区において、面整備に併せて街区公園の整備を推進します。</li> <li>・今後行われる市街地開発や宅地開発などにおいても、利用者のニーズに応じた街区公園の確保を図ります。</li> <li>・既設の公園のうち、遊具や施設の老朽化、利用者のニーズに適合しないなど、改善を要するものについては、健康増進に繋がる機能を付加するなど、再整備に努めます。</li> </ul>
近隣公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在までに供用されている和倉公園、屏風崎公園は、地域住民や和倉温泉を訪れる人の憩いの場として、今後とも適切な維持管理に努めます。</li> <li>・七尾市街地では、市街地の南部や東部において、今後の宅地開発の状況や都市公園以外の小規模な公園・広場の整備状況なども勘案しながら、必要に応じて適切に確保を図ります。</li> </ul>
地区公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在までに供用されている小丸山公園を配置し、市民に親しまれる公園として、今後とも既存機能の維持・管理に努めます。</li> </ul>

#### ■ 都市基幹公園

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
総合公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望の丘公園を配置し、市民の休息、遊戯、運動などの総合的なレクリエーション活動の拠点として、既存の機能の充実を図ります。</li> </ul>
運動公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城山運動公園を配置し、七尾市民のスポーツ活動、レクリエーション活動の拠点として、既存の機能の充実を図ります。</li> <li>・鹿西地域運動公園は、七尾市民及び中能登町民のスポーツ活動、レクリエーション活動のための公園として、未整備部分の計画的な整備を働きかけていきます。</li> </ul>



## ■大規模公園

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
広域公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>七尾都市計画区域の公園として、七尾市内の国分寺地区と中能登町の石動山地区に分散して計画されている能登歴史公園を配置します。</li> <li>国分寺地区については、交通の要衝に位置する立地条件を活かし、歴史的遺産を保全、活用した広域的な交流拠点として、また、多様なレクリエーションや防災の拠点となる広域型の公園として整備促進を図ります。</li> </ul>

## ■緑地（都市緑地）

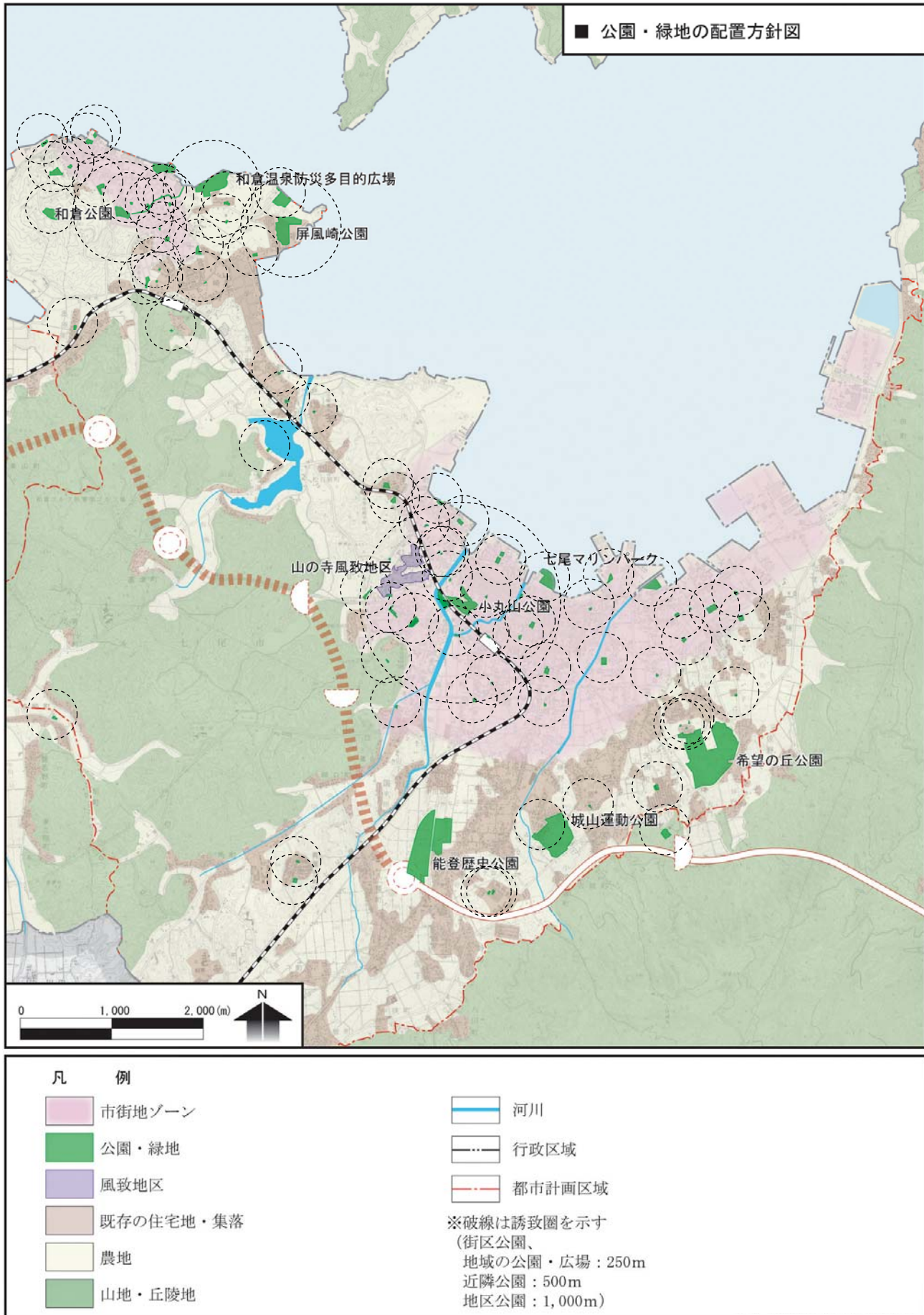
緑地の種別	整備目標及び配置の方針
都市緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に供用されている和倉みなと公園、御祓川緑地などを配置し、今後とも適切な維持管理に努めます。</li> </ul>

## ■都市公園に準じる機能を持つ施設

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
地域の公園・広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として、市民の身近な憩いや遊びの場となる街区公園の機能を補完する公園緑地として、開発行為などにより整備された地域の公園・広場を配置します。</li> <li>小規模な開発による狭小な公園・広場については、近接する施設の一体的な活用・再整備や、隣接する空き地の併合など、地域住民が利用しやすい公園づくりに向けて、柔軟な取り組みを推進します。</li> </ul>

## 《地域制緑地》

緑地の種別	指定目標及び配置の方針
風致地区 (都市計画法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の山の寺地区を配置し、地区内の各寺院を結ぶ遊歩道の維持管理、歴史的な感じられる環境の保全に努めます。</li> </ul>
国定公園区域 (自然公園法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>能登半島の変化に富んだ長い海岸線を主体とする能登半島国定公園区域を配置し、隣接する市町との連携のもと、一体的な維持・管理に努めます。</li> </ul>
緑地協定 (都市緑地法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、緑地協定を締結している地区は、今後とも継続するとともに、新たな協定締結に努め、身近な生活環境を高める緑地を配置します。</li> </ul>
保安林(森林法) 農用地区域(農振法) 河川区域(河川法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林法に基づく保安林、農振法に基づく農用地区域、河川法に基づく河川区域については、将来にわたって指定を継続し、緑地として保全していくことを基本とします。</li> </ul>



### ③ 公園・緑地の政策展開方針

#### 1) 地域の特徴を活かした公園づくり

- ・豊かな自然環境や貴重な歴史的遺産など、七尾らしさの感じられる公園や緑地については、それぞれの特色を活かした整備により、市民の身近なレクリエーション活動の場として、また市民と観光客との交流の場としての活用を図ります。
- ・能登歴史公園（国分寺地区）については、歴史・文化の体験や学習施設の整備などにより、能登の歴史文化を体感できる公園づくりを促進します。



■ 能登歴史公園（国分寺地区）の利活用、運営の展開例 ■

#### 2) 身近な公園の再整備、バリアフリー化

- ・身近な公園では、老朽化した遊具の更新や植栽の整備などによる再整備に努めるとともに、市街地中心部などの高齢化の著しい地区などでは、健康づくりに寄与する遊具の導入についても検討します。
- ・また、誰もが安全に安心して利用できる公園づくりに向けて、トイレや園路、入り口などのバリアフリー化を推進します。



■ 健康づくりに寄与する公園遊具の例 ■

#### 3) 市民が主役となった身近な緑化活動の推進

- ・花や緑で彩られた心やすらぐまちづくりを推進するため、市民と行政が協働して積極的な緑化に取り組みます。
- ・市民は、身近な公園の維持管理や美化活動の推進、地区計画制度や緑地協定などを活用した地域住民主体のルールづくりなど、身近な緑化を積極的に推進します。
- ・行政は、公共公益施設の積極的かつシンボリックな緑化などにより、市民の緑化活動を先導するとともに、地域の玄関口を彩る花壇や植樹樹など、地域住民グループやボランティア団体等による四季の彩りを創造する新たな緑化活動を支援し、地域の特性や景観に応じた緑豊かな魅力的なまちづくりを推進します。
- ・身近な公園や緑地は、地域住民が気軽に利用できる憩いの場として、地域住民が主体となって、活用方策や維持管理を検討することを促します。
- ・総合公園や運動公園など、市民の憩い・レクリエーションの拠点は、地域住民や利用者グループなど多様な主体と連携しつつ、活用の促進、計画的な維持管理体制の確立を図ります。



## (2) 景観づくりの方針

### ① 景観づくりの基本的な考え方

七尾市の景観づくりの基本目標及び方針は、「七尾市景観計画」において以下のように定められています。(p66～69は七尾市景観計画より抜粋)

#### 《基本目標》

魅力ある景観の維持・継承を基本に、  
市民が守り、育て、創る 七尾の景観づくり

#### 《景観づくりの方針》

##### ① 市民が中心となって景観を守ります

市民一人一人が景観に対する意識を高めるとともに、身近な環境を見つめ直し、積極的に景観づくりに取り組むことで、七尾市の景観を守っていきます。その第一歩として、景観教育などを推進していきます。

##### ② 美しい七尾の自然景観を守ります

自然保全のための規制・誘導を行うとともに、市民一人一人が自然の大切さに理解を深めていくことで、青く美しい海や川、山地・丘陵・田園からなる緑の大地など、七尾をとりまく豊かな自然を守ります。

##### ③ 風土・伝統・文化が息づく七尾市固有の景観を守ります

季節の移り変わり、行事や慣習などを通して風土・伝統・文化を再確認することで、それらが息づく自然や歴史景観、また、それらと調和したまち・集落景観など七尾市固有の景観を守っていきます。

また、地域の気候風土、伝統文化が息づく個性と魅力ある景観の保全・継承のため、景観資源の保全と併せ、景観を形づくる市民の生活習慣や産業の保護・育成を図ります。

##### ④ 地域の調和を生み出す景観を育てます

地域住民に景観づくりへの積極的な参加を呼びかけ、また、地域ごとの景観資源を磨くことで、七尾西・南湾を包み込むように形成された市域の調和と各地域の個性を育てます。また、和倉温泉は、日本有数の観光地の一つとして一体的な景観を育てます。

##### ⑤ 地域をつなぐ連続性のある景観を育てます

道路沿道、海岸線、河川などの線的な景観づくりに取り組むことで、市域に点在する景観資源を結び、連続して楽しめる景観を育てます。

⑥ 時代にふさわしい魅力的な都市・温泉地景観を創ります

「国府」、「城下町」、「港町」という各時代の七尾独特の歴史・文化を受け継ぐとともに、時代の変化を的確に捉え、今日にふさわしい魅力的な都市・温泉地景観を創ります。

⑦ 七尾の魅力ある景観づくりの体制を創ります

景観づくりを円滑に推進していくために、景観に携わる人と人を結びとともに、情報を共有できる体制を創ります。

⑧ 景観を阻害する要因を除きます

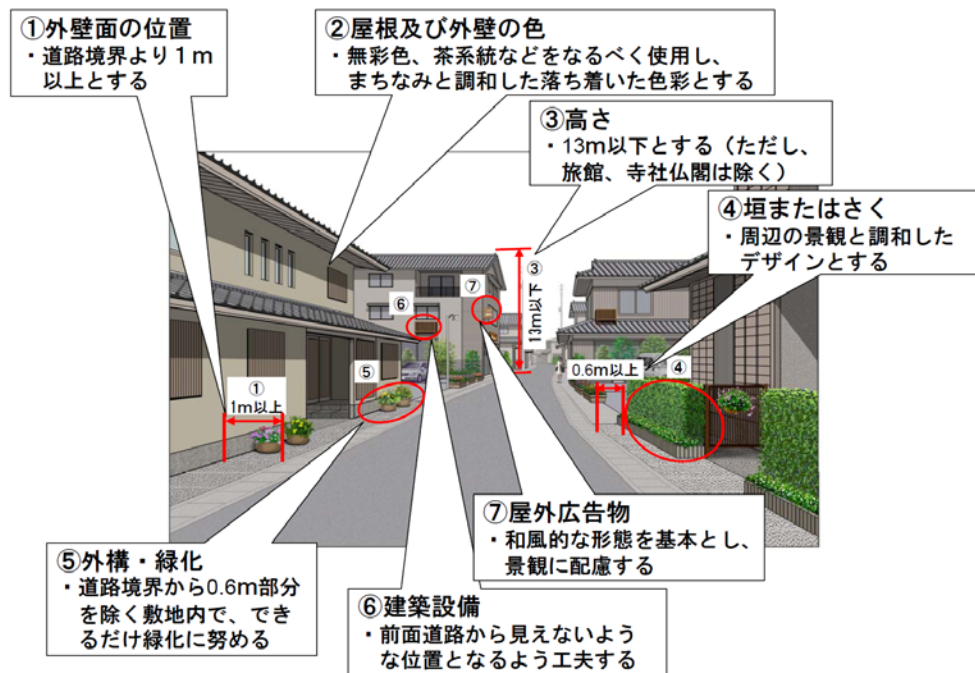
七尾の魅力ある良好な景観を守るために、それらを阻害する要因を取り除きます。

② 景観づくりの政策展開方針

七尾市の景観誘導の展開に対する考え方、市民の景観に対する意識醸成や活動支援等の対応方針は、「七尾市景観計画」において以下のように定められています。

1) 景観計画による景観誘導の実践

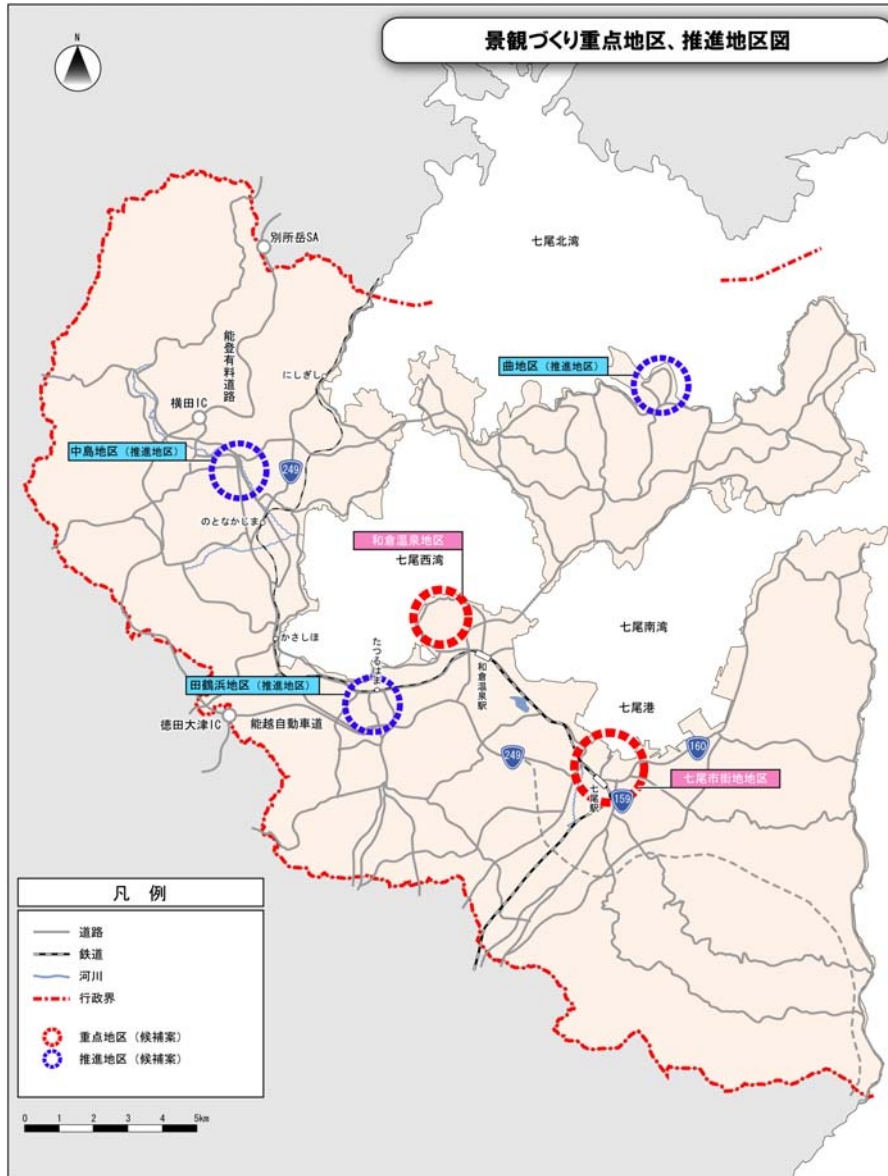
- ・七尾市の魅力ある景観の維持・継承に向け、景観計画を基本として必要な景観誘導を実践します。今後は、景観計画による誘導の状況を見ながら、必要に応じて計画内容を見直し、景観計画を充実していきます。
- ・景観計画に示す行為の制限基準等について、その内容や考え方、整備イメージ等を分かり易く示したガイドラインを作成し、市民や事業者等への理解、協力を促します。



■ 温泉街に近接した居住地区における景観づくりのイメージ ■

2) 景観重点地区の指定による地区の特性に応じたきめ細やかな景観づくり

- ・市民が主体となって優先的に景観的な取り組みを実践する地区であって、七尾市の景観づくりを先導・牽引する手本となる地区について、景観重点地区の指定を検討します。
- ・良好な景観づくりに向けた各種施策の実施による効果が高いと考えられる地区、景観施策やまちづくり施策等との連携状況、住民の景観に対する理解と協力体制の度合いなどの視点から、景観重点地区としてモデル性の高い地区を選定し、先行的・重点的に取り組みます。



■ 景観重点地区における行為制限のイメージ（歴史的まちなみ） ■

(出典：七尾市景観計画)



### 3) 景観づくり推進体制の確立

- ・市民や事業者が七尾市の景観づくりに積極的にかかわり、協働していくことができるよう、行政は、市内の関連部局による横断的な連携体制を構築することをはじめ、景観計画の的確な運用を支える景観審議会の設置など、推進体制を確立します。

### 4) 景観づくりに向けた市民の意識醸成

- ・広報やパンフレットなどを活用しながら、七尾の景観を積極的に紹介するとともに、市民などによる景観づくりに関する活動状況や、先進的に景観づくりに取り組んでいる他都市の事例の紹介などを通し、七尾の景観づくりに向けた市民の理解と意識醸成を図ります。
- ・シンポジウムや勉強会、七尾市の優れた景観の写真を収集・紹介するためのコンテストの開催など、市民が興味を持ちやすく参加しやすいイベントを開催し、景観づくりへの啓発活動を推進していきます。



■ 一本杉通りの石畳にマッチした街路灯



■ 春成酒造店の保存改修と外観修景



■ 室木歯科口腔外科医院



■ じじ・ばばの歩いた道



■ 笠師保駅

(いずれも第1回ななお景観賞受賞作品)

### (3)環境づくりの方針

---

#### ① 環境づくりの基本的な考え方

七尾市の環境づくりの基本テーマ及び環境像は、「七尾市環境基本計画」において以下のよう  
に定められています。(p70は環境基本計画より抜粋)

#### 《基本テーマ》

みんなの心が育む、人と環境にやさしいまち・ななお

#### 《3つの環境像》

##### ① 自然を守り育て共に生きる

七尾市の恵まれた身近な自然環境から、かけがえのない貴重・希少な自然環境を地域の自  
然的社会的条件に応じて体系的に保全するとともに、私たちも自然の生態系の一員としての  
自覚を持ち、共に生きる環境づくりを目指します。

##### ② 暮らし続ける環境を創る

七尾市で暮らす誰もが、健康で安らぎや潤いが実感できる快適な生活を送るため、新たな  
価値観に基づき、将来にわたり地域の環境を保全しながら市民生活の質を高めて、環境への  
負荷の少ない生活スタイルの確立と持続的発展が可能な環境づくりを目指します。

##### ③ 美しい地球を子や孫に引き継ぐ

人類の生存基盤を脅かしつつある地球環境問題について、私たち一人ひとりが十分に認識  
し、率先して取り組み、地球市民としての役割と責任を自覚し、地球環境の保全に貢献を果  
たし、将来の世代へしっかりと引き継ぐ環境づくりを目指します。

## ② 環境づくりの政策展開方針

### 1) 身近な自然環境、地域固有の生態系や自然環境の保全

- ・身近な水辺である川・潟・海の水質改善に取り組むとともに、赤蔵山の御手洗池や藤瀬の水など、貴重な湧水環境の保全を図ります。
- ・天然記念物をはじめとする希少・貴重な樹木、林などの保全を図ります。
- ・野生生物などの地域固有の生態系や自然環境を保護できる環境（共生環境など）づくりを進めます。



■赤蔵山



■藤瀬の水

### 2) 環境に配慮した持続可能なまちづくりの推進

- ・大量消費・大量廃棄型の生活スタイルの改善、資源やエネルギーの有効利用など、循環型のまちづくりを推進します。
- ・公共交通相互、または公共交通と他の交通手段との連携強化や利便性の向上など、環境への負荷が小さい交通手段として、公共交通の利用促進を図ります。
- ・建築活動などに伴って一定の緑地を確保するなど、身近な緑の適正な管理を図ります。
- ・貴重な歴史的環境や文化遺産を保全し、継承するとともに、地域の宝として磨き上げて、まちづくりへの活用を図ります。
- ・適正かつ合理的な水利用を図るとともに、良好な水環境の保全に努めます。
- ・ごみの減量化や再資源化、適正管理に努めるとともに、不法投棄の防止に取り組みます。
- ・環境教育・学習の場や機会を積極的に提供し、市民主体による自然環境との共生に向けた活動に対する支援に努めます。



## (4) 上下水道整備の方針

### ① 上下水道整備の基本的な考え方

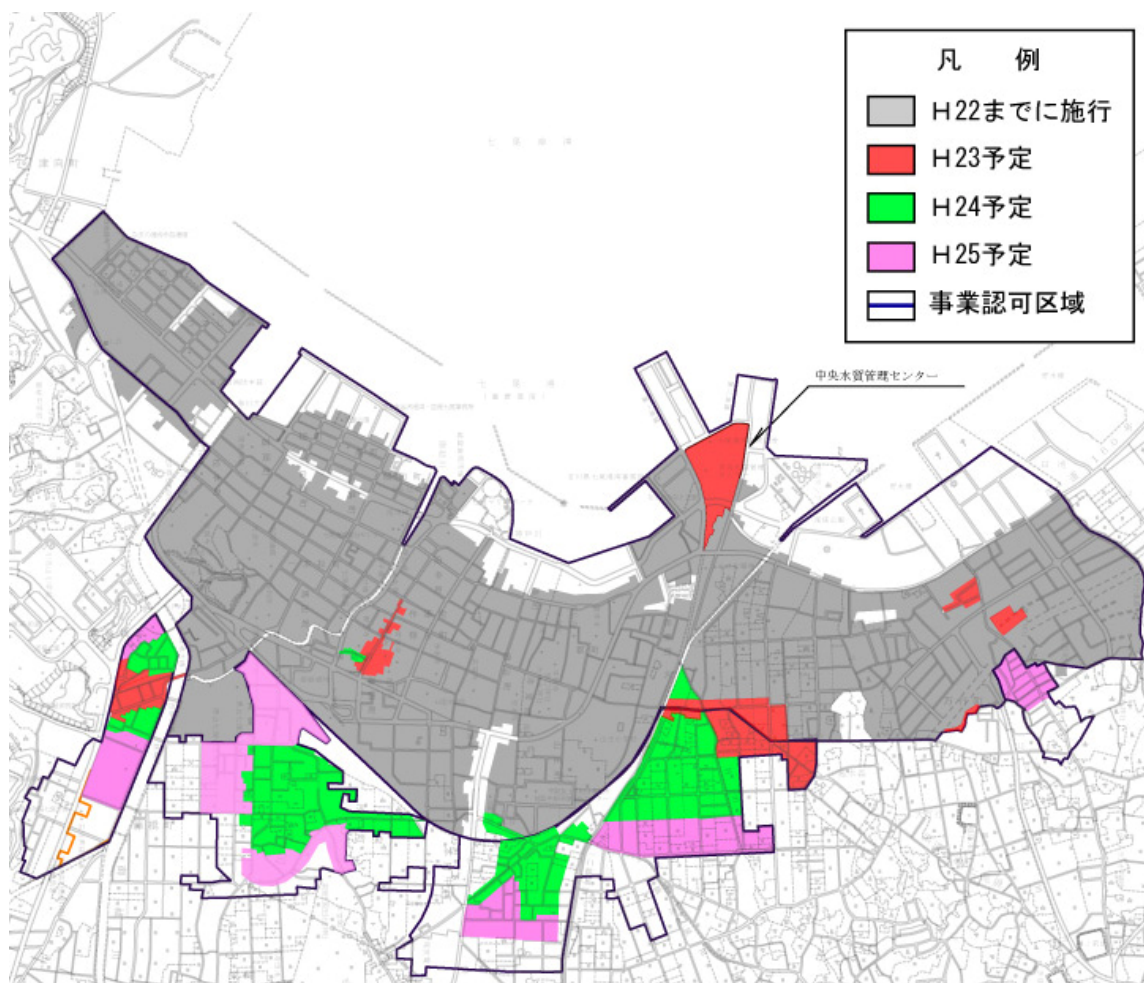
七尾市下水道整備計画との整合に留意しながら、住宅地の整備などの各種事業・計画の進捗状況にあわせて、健康で文化的な生活を実現するために不可欠な都市基盤施設として着実に整備を推進し、衛生的で快適な都市環境の創出を図ります。

### ② 上下水道整備の政策展開方針

上水道は、市民の日常生活のライフラインとなる必要不可欠な施設であるため、今後とも安定した水量と安全な水質の確保に努めます。

下水道は、衛生的で快適な都市環境の創出、公共用水域の水質保全に向けて、着実に整備を進めます。地域性、効率性、投資コストなどを考慮して、公共下水道事業、集落排水事業、合併処理浄化槽などの事業を進め、生活環境の改善を図ります。

公共下水道については、普及率の向上に向けて計画的な整備を進めます。また、下水道整備による効果を最大限に発揮する観点から、市民の意識啓発を図りながら、下水道の接続を促進するとともに、下水道等処理施設の適正な維持管理に努めます。



■ 下水道工事予定箇所（七尾処理区） ■ （平成23年3月現在）



## (5)防災まちづくりの方針

### ① 防災まちづくりの基本的な考え方

地震や台風や大雨、土砂災害などによる災害から貴重な生命や財産を守り、地域住民が安心して暮らせるように、計画的に治山・治水事業を推進するとともに、自主防災組織を育成するなど、地域における防災力の強化を図り、行政と市民が互いの役割と責務を共有し、主体的な活動を行うことにより、災害に強いまちづくりを推進します。

### ② 防災まちづくりの政策展開方針

#### 1) 自然災害の防止、被害軽減対策の推進

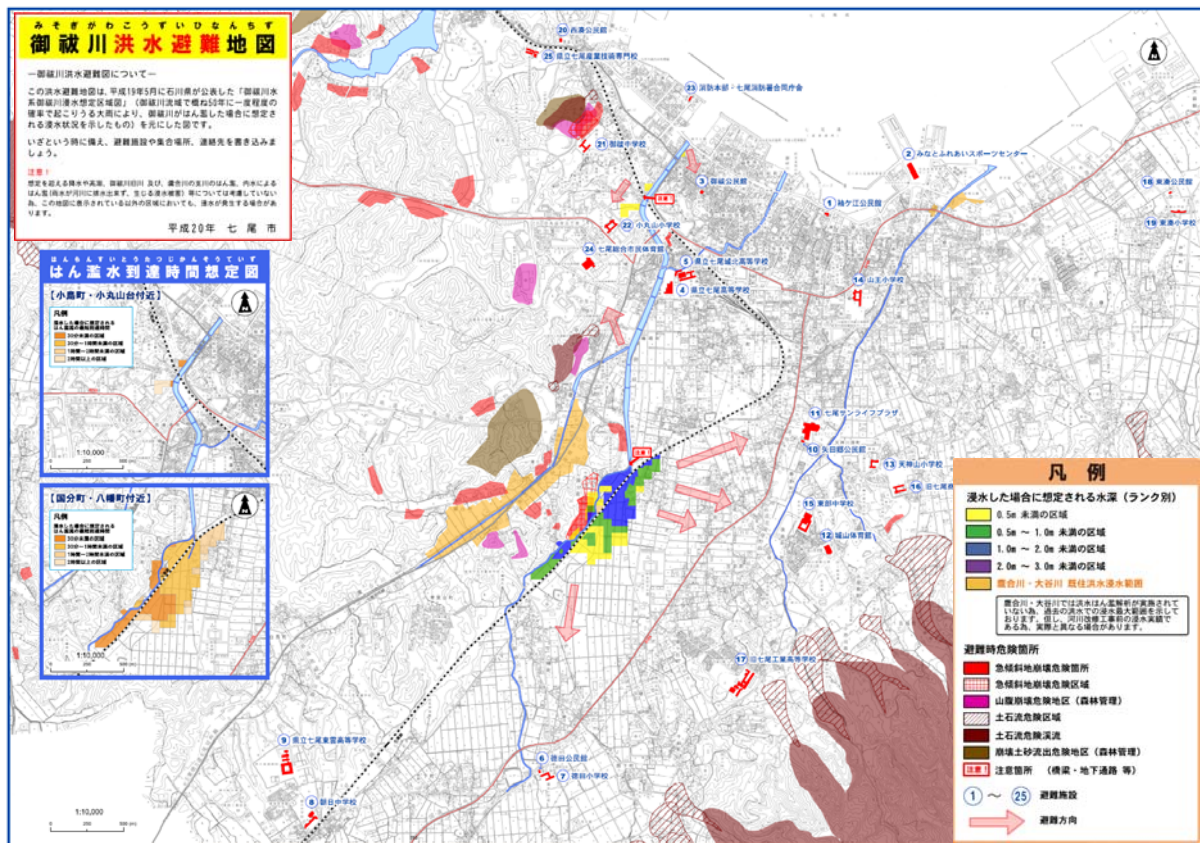
- ・台風や大雨時等における水害を防止するため、河川管理の強化及び水防体制の充実強化等を行います。
- ・老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある個所については、改築、補強等の整備を促進します。御祓川、鷹合川、熊木川については、河道整備により、災害の発生防止、被害の軽減を図ります。
- ・河川からの溢水、内水湛水等の災害の危険性の高い地域における市街化を抑制するなど、流域における保水・貯水機能を確保した総合的な治水対策に取り組みます。
- ・土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から市民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の行為の制限を行います。
- ・土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項等を定めるとともに、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップ等の作成に努めます。

#### 2) ストックを活用した災害に強い都市基盤づくり

- ・公共建築物、一般建築物の不燃性の確保に努めるとともに、市民及び事業所等の協力のもとに建築物の安全性を一層高めます。
- ・特に、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物については、一層の不燃化、耐震化等を図ります。
- ・災害における建築物被害を未然に防止し、火災等による延焼拡大を防止するため、必要な地域については、防火地域、準防火地域の指定を行うほか、建築基準法に基づく耐火建築への促進を図ります。
- ・災害時の防災拠点となる七尾港については、耐震強化岸壁の整備促進を図ります。
- ・災害時に市民が安全かつ迅速に避難できるように、避難場所、避難経路を指定するとともに、市民に対して周知徹底を図ります。
- ・市街地や集落地域の狭あい道路沿いの建物の建替え時に、セットバックにより拡幅に必要な用地を生み出すなど、既存の道路の活用を基本として、官民の協働で幅員6m以上の地区防災道路を中心とした防災道路ネットワークの構築を図ります。
- ・災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定めるとともに、その整備に努めます。
- ・既存の市街地の公園、緑地、緑道等の再整備を促進するとともに、災害時における地域防災拠点施設としての整備に努めます。

3) 身近な地域における防災意識の向上と防災体制の確立

- ・被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動に加えて、初期における自主的な防災活動が重要であるため、自主防災組織の組織づくりを促進するとともに、組織の育成強化に努めます。
- ・学校教育や社会教育の場、広報活動など様々な機会を通じて、防災知識の普及徹底を図り、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った災害に強い市民の育成に努めます。
- ・高齢者や障害者、病人などの災害時要援護者を守るための防災対策の充実を図ります。
- ・洪水避難地図などを通じて、日頃から防災に関する情報を提供するとともに、市民に対する災害時の情報を迅速かつ的確に収集、伝達するため、地域の実情に応じて、防災行政無線などの整備促進を図ります。
- ・ボランティアの防災活動が円滑に行えるような活動環境の整備を図るとともに、防災ボランティア活動に対する市民の理解促進のための広報活動に努めます。



■ 御祓川洪水避難地図 ■

## (6)健康福祉のまちづくりの方針

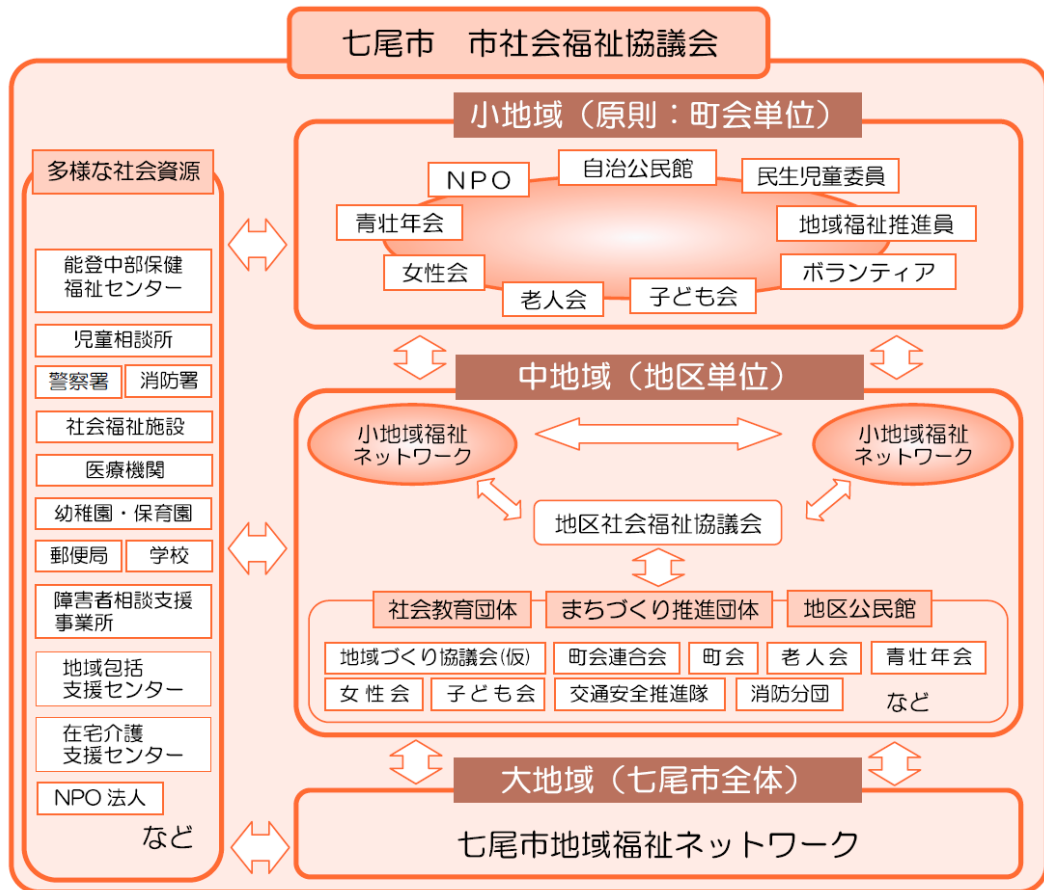
### ① 健康福祉のまちづくりの基本的な考え方

七尾市の健康福祉のまちづくりの目標とする基本理念は、「第2次 七尾市地域福祉計画」において以下のように定められています。(p.75～76は第2次 七尾市地域福祉計画より抜粋)

#### 《基本理念》

～ みんなで築こう 希望と安心  
しあわせ実感の 福祉でまちづくり ～

市民は等しく人として尊厳を持って、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心した生活を送れるよう自立支援する



■ 七尾市地域福祉ネットワーク全体図 ■

(出典：第2次 七尾市地域福祉計画)

## ② 健康福祉のまちづくりの政策展開方針

市民一人ひとりのつながりを強め、お互いの信頼関係を築き、地域コミュニティの形成を図ります。

高齢者、障害者、青少年など地域に住んでいる人が一体となって、地域の課題解決や自分の地域を、より良くするための取り組みができるように努めます。

障害者や高齢者など、行動に制限を受ける人のためだけでなく、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりや、ものづくりをしていくという考え方を基本に、誰もが住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

既存施設や空き家などの適当な場所を確保し、市民自らが運営できるような拠点づくりに努めます。

### 1) 公共施設・交通機関などにおけるバリアフリーの推進

- ・ユニバーサルデザインの考え方のもと、公共施設などの整備を行います。
- ・地域において障害者や高齢者などが安全で快適に移動できるように、道路の段差解消や公共交通機関のバリアフリー化を推進します。

### 2) 安心して暮らせる住居の整備

- ・市営住宅などのバリアフリー化を更に推進します。
- ・高齢者や障害者が住み慣れた地域で暮らすために、自宅においても、自立支援型住宅リフォームの助成制度などの活用により、個々の特性に配慮した住宅の改修ができるよう支援します。

### 3) 交通手段の確保

- ・まりん号など既存交通機関の運行経路や本数なども含めて、市民のニーズに応じた交通手段の確保に努めます。

### 4) 地域活動の場づくり

- ・既存の公民館や集会所はもちろん、空き店舗や空き家を活用し、市民が主体となって運営する拠点づくりを支援します。
- ・各地区に整備されている公民館は、施設を利用する市民が利用しやすい体制づくりに努めます。

### 5) 地域福祉のネットワークづくり

- ・多様な地域ニーズに対応するために、地域におけるさまざまな施設、団体などと連携・協力し、その地域の実状に応じた活動ができるように、地域福祉のネットワークづくりに努め、要支援者が、ネットワークから外れないようなしくみづくりを推進します。